予算決算委員会総務市民分科会　会議録

＝＝

日　時　令和７年９月１２日（金曜日）
　　午前１１時３０分開会　午後４時２５分閉会
場　所　第３委員会室

日　程
　１　開　会
　２　委員長挨拶
　３　協議事項
　（１）議案の審査
　　議案第７５号　令和７年度土浦市一般会計補正予算（第２回）：第１表歳入歳出予算補正歳出中第２款（総務費）、第３款（民生費）（第１項（社会福祉費）に限る。）、第９款（教育費）（第４項（社会教育費）に限る。）、第２表債務負担行為補正（土浦市指定ごみ袋受注等委託料）
　　認定第１号　令和６年度土浦市歳入歳出決算の認定について：一般会計歳出中第１款（議会費）、第２款（総務費）、第３款（民生費）（第１項（社会福祉費）に限る。）、第４款（衛生費）（第１項（保健衛生費）を除く。）、第８款（消防費）、第９款（教育費）（第４項（社会教育費）に限る。）、第１０款（公債費）、第１２款（予備費）、実質収支に関する調書（一般会計）、財産に関する調書
　（２）その他
　４　閉　会

出席委員（８名）
　委員長　　目黒　英一
　副委員長　菅井　歩美
　委　員　　古沢　喜幸
　委　員　　篠塚　昌毅
　委　員　　小坂　博
　委　員　　奥谷　崇
　委　員　　滝田　賢治
　委　員　　栁澤　健二

説明のため出席した者（３０名）
　市長公室長　　山口　正通

総務部長	塚本　浩幸
市民生活部長	皆藤　秀宏
消防長	堀本　良博
議会事務局長	櫻井　良哉
消防次長	比氣　武行
秘書課長	浅川　邦子
政策企画課長	福澄　雄祐
行政経営課長	天貝　健一
ＤＸ推進課長	土田　俊紀
財政課長	瀬古澤　時人
広報広聴課長	冨田　知伸
総務課長	北島　康雄
防災危機管理課長	大橋　博
人事課長	野中　祐起男
管財課長	渡邊　隆明
課税課長	中西　弘治
納税課長	萩島　克延
市民活動課長	大貫　三千夫
人権推進課長	中川　光美
生活安全課長	福原　守
市民課長	菊田　宏巳
環境保全課長	鈴木　孝昌
環境衛生課長	草間　正志
消防総務課長	持丸　恒次
予防課長	橋本　浩一
警防救急課長	堀越　一良
議会事務局次長	小野　聡
監査委員事務局長	藤井　徹
会計管理者	沼尻　健

事務局職員出席者

主　任　　岩松　英統

傍聴者なし

○目黒委員長　予算決算委員会総務市民分科会を開催いたします。それでは、付託された議案の審査に入ります。議案第７５号令和７年度土浦市一般会計補正予算（第２回）の総務市民分科会所管分を議題といたします。資料につきましては、議案書での説明に

なりますので、本会議フォルダ、令和７年、第３回定例会、事前配付資料の議案第６４号～議案第８１号を御準備ください。指名はいたしませんので、執行部から順次説明願います。

○大橋防災危機管理課長　議案書の６０ページをお願いします。この度、１９目防災費で３件の補正予算をお願いいたします。はじめに、地域防災体制整備事業で茨城県被災者生活再建支援システムの更新です。当該システムは、令和元年に県と市町村が共同で運用を始めたシステムで、この度サーバーなどの更新を行い、県下一斉で今年度中に更新されるものです。茨城県に負担金として支払いますので、１８節負担金補助及び交付金に１９２万７，０００円を計上いたします。２点目、防災拠点・防災設備整備事業です。今般、土浦第五中学校の防災井戸が故障し、応急処置にて対処したところですが、制御基板に経年劣化が見られることからユニット一式を交換するもので、１０節需用費に修繕料として１１１万３，０００円の補正予算をお願いするものです。３点目、情報伝達体制整備事業で平成２６年から運用しております全国瞬時警報システム、いわゆるＪアラートの受信機の更新になります。現行の機種は導入から１０年以上が経過し、全国的に磁気型機種への変更が進んでおります。１２節委託料に４７９万６，０００円増額補正をお願いいたします。１９目防災費の補正予算、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○瀬古澤財政課長　２１目財政調整基金費の説明欄に記載しております財政調整基金への積立金について御説明いたします。決算上の剰余金につきましては、地方財政法の規定により、２分の１以上の金額を積立、又は地方債の繰上償還に充てなければならないとされておりますことから、令和６年度の決算剰余金、実質収支を財政調整基金へ積み立てるものでございます。令和６年度の歳入から歳出を差し引いた形式収支から、令和７年度に繰り越した歳出予算に充当すべき金額を差し引きました実質収支は１４億８，２３９万円となりますが、この実質収支から当初予算で繰越金として計上しております３億円を差し引きまして、また、第３回定例会に提出しております補正予算につきましては、財源更正などにより歳入が歳出要求額を超過しておりますので、その超過分を加えた額、合計で１３億５，２４０万９，０００円全額を財政調整基金に積み立てるものでございます。２１目財政調整基金費の説明は以上でございます。

○菊田市民課長　つづきまして、第２款総務費、第２項戸籍住民基本台帳費、第１目戸籍住民基本台帳費です。マイナンバーカード在留カード等一体化情報機器整備事業につきましては、国により外国人の中長期在留者等に交付される在留カードとマイナンバーカードの一体化が進められておりまして、市町村の事務においてこれに対応するため、専用端末を整備するための備品購入費の計上でございます。国の指示では、令和８年１月末までに調達を行うこととされています。端末の台数については８台で、国の基準額では１台当たり２５万９，３００円、合計金額は２２８万２，０００円でございます。財源としましては、国庫委託金１０分の１０で、端末購入費のほか、外国人の事務受付件数実績が増加していることから、人件費分が増加した結果、委託金が増額されて交付決定されており、その分の３３０万９，０００円を増額補正し、端末購入費へ２２８万

２，０００円充当し、残額の１０２万７，０００円を戸籍住民基本台帳関係事業へ充当し、財源更正を行うものでございます。説明は以上でございます。

○福原生活安全課長　６１ページの中段をお願いいたします。３款民生費、１項社会福祉費、７目消費者行政費は、勤務評定反映による会計年度任用職員の勤勉手当の増でございます。説明は以上でございます。

○大貫市民活動課長　つづきまして、６３ページをお願いいたします。９款教育費、４項社会教育費、６目公民館費の増額補正でございます。当初予算１億１，０１４万７，０００円に１３万円を増額し、総額を１億１，０２７万７，０００円とするものです。内容は、六中地区公民館における会計年度任用職員の職員手当等の増額補正となります。会計年度任用職員の職員手当のうち、期末勤勉手当につきましては、任用期間や１週間当たりの勤務時間等が支給対象条件を満たしている場合、支給をしております。今回、対象の会計年度任用職員において、手当支給額の算出要件である人事評価が予算措置時より上位であり、支給予定額が増額となることから、職員手当等における予算額の不足が見込まれるものです。以上のことから、３節職員手当等の勤勉手当について１３万円増額補正をお願いするものです。市民活動課からの説明は以上です。

○草間環境衛生課長　議案書の５４ページまでお戻り願います。環境衛生課の補正予算は、第２表債務負担行為の補正でございます。本市では、家庭から出される燃やせるごみ・燃やせないごみにつきまして、処理手数料の有料化を行っているところであり、それらの指定ごみ袋の販売を、各地区合わせて１７４店舗の取扱店にお願いしているところでございます。債務負担行為の理由でございますが、土浦市指定ごみ袋受注等委託につきましては、指定ごみ袋の販売取扱店と、ごみ袋製造業者との在庫調整など保管管理業務をはじめ、受注から配送までの流通管理業務、さらには、代金の請求や徴収、市への納付などの収納管理をごみ袋受注に係る包括的な業務として委託しておりますが、販売取扱店に対し、継続的かつ円滑な対応が求められることから、前年度中に契約を締結し、次年度以降の業務開始に向けた準備期間を確保するため、債務負担行為を設定するものでございます。期間につきましては、来年度から令和１０年度までの３年間、債務負担行為の限度額は、５，１００万円を計上しております。なお、ここに記載はございませんが、年度別の内訳としましては、今年度は準備期間でありますことからゼロ債務となりまして、来年度から令和１０年度までの３年間、毎年１，７００万円の執行を予定しております。補正予算の説明は以上でございます。

○目黒委員長　それでは、委員の皆様から御意見、御質問はございますでしょうか。

○篠塚委員　財政調整基金についてお伺いをいたします。繰上償還をしないで全部積み立ててもらったということは、償還するような項目がなかったのか、それとも積み立てないと財政上大変厳しいということで全額積み立てたのか、その辺はどういうふうに理解すればよろしいですか。

○瀬古澤財政課長　議員の御指摘について両方ございまして、繰上償還につきましては、利率の高い地方債につきましては全て令和３年度を最後に繰上償還済みというような形

になっておりまして、今繰上償還すべき地方債のものはないというような考え方でございます。また、再三御説明しておりますとおり、今年度の当初予算の収支不足が拡大したということで、多額の財政調整基金取崩しを行っていることから、全額財政調整基金に補填をさせていただくということでの積立金でございます。以上です。

○目黒委員長　ほかに御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　それでは、ないようですので、総務市民分科会としての賛否を確認いたします。議案第７５号令和７年度土浦市一般会計補正予算（第２回）の総務市民分科会所管分について、原案どおり決することに賛成とする方は挙手を願います。

（全員挙手）

○目黒委員長　全員賛成でございます。つぎに、委員長報告を取りまとめるに当たり、特に盛り込みたい御意見等はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　ないようですので、議案第７５号についてはこの程度といたします。ここで暫時休憩といたします。午後１時から再開いたします。

（休憩：午前１１時５０分）

（再開：午後１時）

○目黒委員長　それでは、再開いたします。つぎに、認定第１号令和６年度土浦市歳入歳出決算の総務市民分科会所管分を議題といたします。サイドブックスは、本会議フォルダの令和７年、第３回定例会、事前配布資料の令和６年度土浦市歳入歳出決算書をお開きください。委員の皆様にお願いです。審査の中で、委員長報告の中に意見として入れたい事項がございましたら、発言をする際に、その旨お申し出ください。執行部の皆様にお願いです。指名はいたしませんので、第１款議会費から順次説明願います。

○小野議会事務局次長　議会事務局でございます。第１款議会費の歳出状況につきまして、御説明いたします。決算書の７２ページをお開き願います。予算現額につきましては、当初予算３億２，７７４万余円から、事業進捗に伴う不用額の減額補正などを行い、最終的には３億２，４６３万余円でございました。支出状況になりますが、議会費全体といたしましては、支出済み額が３億１，９３０万余円、不用額が５３３万余円、執行率は９８．４％でございます。対前年度比で１．１％の増でございます。備考欄に記載の事業ごとに主な内容について御説明させていただきます。まず、人件費、議員人件費は、議員２４名分の報酬と期末手当及び議員共済会の事務費負担金と公費負担金でございます。つぎに、職員人件費は、事務局職員８人分の給与及び期末手当でございます。つぎに、議会関係事業は、円滑な議会運営を行うための経費等でございまして、会計年度任用職員１名分の人件費、常任委員会の行政視察等研修、旅費、市民に配布しております議会だよりの作成費用、各議長会等の負担金及び調査研究その他活動に資するために必要な経費の一部といたしまして、会派や議員に交付しております政務活動費などが主なものでございます。つぎに、議会ＩＣＴ関連事業は、タブレット端末等の管理運営に係る経費でございまして、通信料及びペーパーレス会議システムの使用料が主な内容

となってございます。つぎに、会議録作成管理事業は、市議会会議録の作成、管理等の経費で、会議録の印刷製本費及び次ページにかけて記載がございますが、インターネットでの会議録の検索、閲覧が可能な会議録検索システムに係る会議記録データの反訳委託料と当該システムの使用料となってございます。７３ページをお願いいたします。議会映像放映配信事業、こちらは本会議の映像放映配信に係る経費で、インターネット配信のための通信料、ケーブルテレビでの録画放映委託料、インターネット機械中継システムの使用料でございます。１款議会費につきましては以上でございます。

○野中人事課長　人事課でございます。つづきまして、７３ページの中段、２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費について御説明いたします。備考欄、特別職人件費につきましては、特別職３人分の給料、通勤手当などの職員手当等及び共済費でございます。つぎに、職員人件費につきましては、市長公室、総務部及び市民生活部の一部と会計課に係る一般職１６８人分の人件費等のほか、育児休業代替職員等の会計年度任用職員１１人分の報酬でございます。

○浅川秘書課長　つづきまして、秘書関係事業でございます。７節報償費は、スポーツ大会等の市長賞と表彰条例に基づく自治表彰、市政功労賞、職員表彰に係る記念品の購入経費でございます。９節交際費は、市長、副市長が会議等に出席した際の会費や香料、生花代などの支出でございます。１０節需用費のうち食糧費は、来客時の御茶代でございます。１８節負担金補助及び交付金における負担金は、備考欄に記載してあります１０団体と会議出席時の負担金でございます。補助金につきましては、夏の全国高等学校野球選手権大会に出場した霞ケ浦高等学校に支出した補助金でございます。

○北島総務課長　総務課でございます。つづきまして、総務関係管理事業でございます。７節報償費は、リスクマネジメント推進事業に係るリスクアドバイザーへの謝礼及びパリオリンピック・パラリンピックへの本市からの出場選手への激励金でございます。８節旅費は、全国市長会保険制度研修会等の旅費です。一つ飛びまして、１０節需用費の消耗品費は、パリオリパラ出場選手を応援するための横断幕作成費用のほか、庁内各部で購読している新聞購読料などになります。１１節の役務費の保険料は、全国市長会の市民総合賠償補償保険の保険料で、市に法律上の損害賠償責任が生じた場合の保険になりますが、令和７年度は保険料の請求はございませんでした。１２節委託料の顧問弁護士委託料は、礎法律事務所との顧問弁護士契約に係る委託料となります。１３節使用料及び賃借料の権利使用料は、著作物複写利用料です。書籍や新聞などの著作物を資料としてコピーする際の権利使用料で、公益社団法人日本複製権センターへ支払ったものでございます。

○野中人事課長　人事課でございます。事業一つ飛ばしまして、人事管理事業につきましては、各課で雇い入れております会計年度任用職員の共済費や、採用管理システムの使用料及び労災保険が適用されていない事務系の非常勤職員や審議会委員等の公務災害時の補償のための負担金でございます。

○沼尻会計管理者　会計課です。会計一般管理費ですが、１０節の需用費の消耗品、印刷製本費は、市役所全体の事務用消耗品の購入経費と公用封筒の印刷製本費、その下、

役務費の保険料は、公金の運送や保管に係る保険料でございます。
○渡邊管財課長　管財課でございます。工事検査事業について御説明させていただきます。工事検査事業は、契約に基づいた工事目的物が適正に完成されたかを確認するために必要な経費でございます。７節報償費は市が発注した建設工事を適正に施工し、優秀な成績で完成させた建設業者に対し報奨をしており、その表彰用記念品等の購入費です。８節旅費は、工事検査担当職員の研修に係る旅費、役務費の執行料筆耕料は優良業者表彰に伴う賞状の指名書き代でございます。
○野中人事課長　人事課でございます。つづきまして、２目人事管理費の備考欄、人事管理事業につきましては、非常勤の職員を含む職員の人事管理に係る経費でございます。７節報償費は職員の相談に係るアドバイザーに対する報償費、１２節委託料は、職員採用試験採点の委託料。また、１３節使用料及び賃借料は、高速道路の利用の際に発生する利用料、宿舎借上料は、昨年の６月末で退任された片山副市長の４月から６月末までの宿舎の使用料でございます。つづきまして、職員厚生事業につきましては、地方公務員法に基づき、職員の保健、元気回復その他厚生に係る事業に係る経費です。１節報酬は、産業医１名分の報酬、１２節委託料は、職員の健康診断等委託料やメンタルヘルスケア事業、ストレスチェック事業の委託料でございます。１８節負担金補助及び交付金のうち、負担金の全国市長会団体定期保険負担金は、全国市長会が運営する一般職全員を対象とした団体定期保険の負担金、補助金の職員福利厚生事業補助金は、土浦市職員福利厚生事業補助金交付要項に基づき、職員互助会が実施する福利厚生事業に対する補助金でございます。３目職員研修費の備考欄、職員研修事業につきましては、地方公務員法に基づき、職員の勤務能率の発揮及び増進のため、職員研修計画により実施される研修等に係る経費でございます。７節報酬は、職員研修計画に位置付けた研修の講師謝礼、７６ページを御覧いただきまして、８節旅費、１０節需用費、１３節使用料及び賃借料は、研修の実施等に係る経費でございます。１８節負担金及び交付金は、派遣研修、通信教育、部局実施研修等、研修受講に係る負担金となっております。つぎに、職員資格取得経費助成事業につきましては、職員が職務上、有用と認められる資格や免許などの取得に係る経費の一部を助成する事業で、職員本人に資格取得の経費の一部を助成するものでございます。
○北島総務課長　つづきまして、４目の文書費は、市役所全体の文書管理と情報公開に関する経費となっております。文書管理事業の１０節需用費の消耗品費は、庁内で使用するコピー用紙や印刷用紙の購入費、トナーインク代のほか、情報公開室の図書購入費、例規等の追録代となっております。１１節役務費の通信運搬費は、市から発送する文書等の郵送料が主なものとなってございます。１３節使用料及び賃借料は、庁内のコピー機１２台の使用料や、郵便料金計器、全自動カラー印刷機等の機械借上料、例規集データベースの使用料などでございます。つづきまして、下の段になります印刷室印刷機器更新事業は、オフセット印刷機の老朽化により、新たに全自動カラー印刷機を導入したものでございます。つづきまして、次ページにまいりまして情報公開等事業は、情報公開制度と個人情報保護制度の適切な運用を図るものでございます。１節報酬及び３節職

員手当等は、諮問機関でございます情報公開・個人情報審査会の委員５名分の報酬と、情報公開室の会計年度任用職員２名分の報酬及び職員手当になります。１８節負担金補助及び交付金は、各種研修会の参加負担金で、条例規則実務講座や個人情報保護制度に関する講座を受講しております。説明は以上でございます。

○冨田広報広聴課長　つづきまして、５目広報広聴費でございます。こちらは、広報紙、ホームページなどによる各種情報の提供や、シティプロモーション、フィルムコミッションなどの事業に係る経費となります。補正予算額６１０万円につきましては、広報紙印刷製本の単価契約による差金を減額してございます。それでは、主な事業につきまして、御説明申し上げます。最初に広報事業でございますが、広報誌やホームページ、ケーブルテレビなど、様々な情報発信ツールを活用した行政情報発信に係る経費となります。７節報償費の主な支出としましては、広報紙等配布に係る町内会への謝礼で、町内会等の１７１団体に各家庭への広報紙の配布をお願いしております。また、市政広報番組マイシティつちうらの市民アナウンサーに対する謝礼などでございます。１０節需用費印刷製本費につきましては、令和６年度から４月、８月、１２月の中旬号を除く年間２１回発行となりました広報つちうらの印刷費でございます。１２節委託料につきましては、主なものとしてケーブルＴＶ番組制作放送委託料は、市政広報番組マイシティつちうらの番組制作に係る委託料、上から三つ目の文書配布委託料は、広報紙を各町内会へ届けてもらう業務をシルバー人材センターに委託しているものでございます。つづきまして広報事業でございますが、市民から寄せられる市政に対する意見や要望等の受付業務や、市民法律相談、司法書士相談業務に係る経費となってございます。７節報償費につきましては、市民相談の際の弁護士や司法書士への謝礼でございます。事業を一つ飛ばしまして、７８ページを御覧ください。シティプロモーション推進事業でございますが、土浦の魅力を効果的に情報発信するなどのシティプロモーションに係る経費となります。１０節需用費の修繕料につきましては、つちまるの着ぐるみの修繕に掛かった費用となってございます。１２節委託料につきましては、主なものとして、上から二つ目のステージイベント開催委託料は、高校生による学校自慢ステージパフォーマンスを披露する学祭ＴＳＵＣＨＩＵＲＡ開催のためのステージ設置委託料でございます。三つ目の着ぐるみ作成委託料は、イメージキャラクターつちまるの着ぐるみ１体が使用できない状況となっていたため、新たに作成したものです。つづきまして、土浦フィルムコミッション事業でございますが、シティプロモーションの一環として、地域の宝を市内外にＰＲする目的で、積極的にロケ地誘致を図っており、その経費となります。１０節需用費、印刷製本費につきましては、ロケ地マップ、ポスター、チラシなどの作成経費でございます。つづきまして、移住定住促進事業でございますが、地方への移住に関心のある方に土浦での生活体験を通し、まちの魅力や充実した子育て支援、教育環境、都心へのアクセスの良さなどを知ってもらうための経費となります。７節報償費につきましては、テレワーク移住体験ツアー時に御参加いただいた先輩移住者や宅建協会への謝礼でございます。７９ページを御覧いただきまして、１２節委託料のテレワーク移住体験ツアー催行事業につきましては、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、移

住・定住者を獲得するための体験ツアーを旅行代理店に委託し、実施した経費でございます。令和６年度は、２５組５３名の方から応募があり、その中から抽選により８組１８名の方に参加をいただきました。説明は以上となります。

○目黒委員長　ここまでで、御意見、御質問はございますでしょうか。

○篠塚委員　７８ページの着ぐるみ作成委託料は、１体の金額が１２０万ということでしょうか。

○冨田広報広聴課長　篠塚委員のおっしゃるとおり、１体の金額になります。

○篠塚委員　現在は何体お持ちなのでしょうか。あと、使用年数について、どのくらいで新しいものにしているのでしょうか。

○冨田広報広聴課長　現在は３体を使ってイベントに出ている状況でして、耐用年数につきましては、作成業者からは５年から７年ぐらいと言われておりまして、一つ一つ物によって微妙に変わってきますが、大体そのぐらいが目安となってございます。

○篠塚委員　３体ということなのですが、各地区公民館の文化祭などのイベントが重なるときは取り合いになるような状況かと思いますので、もう少し増やしてもいいのかと思うのですが、その辺りも御検討いただければと思います。これは意見です。

○目黒委員長　ほかにいかがでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　それでは引き続き、説明願います。

○瀬古澤財政課長　７９ページをお願いいたします。６目財政管理費です。財政管理費は、備考欄の２項目めにあります令和６年度に実施しました補助金等の見直し事業、いわゆる補助金等検討委員会に係る事業費の増により、前年度比較では３８万４，０００円の増となっております。１項目めの財政管理事業の主な経費につきましては、１２節委託料の財務書類作成支援委託料につきまして、事前委員会でも御説明させていただきました新公会計制度における財務書類を作成するに当たり、その作成支援を公認会計士が経営するコンサル会社に委託したものでございます。２項目めの補助金等見直し事業につきましては、昨年度に実施しました補助金等検討委員会に係る事業費でございまして、７節報償費は、合計で５回開催しました補助金等検討委員会に係る委員５名分の謝礼などでございまして、前年度比較で２４万３，０００円の増となっております。６目財政管理費は以上です。

○沼尻会計管理者　会計課でございます。７目の会計管理費、１０節需用費でございますが、定例的な消耗品の購入代、封筒の印刷代、役務費の手数料は、納付書による収納事務やパソコンによる伝送システムの使用料、公共料金の一括口座引き落としを行うサービスの手数料となっております。また、この手数料につきましては、当初の見込みより窓口の件数が少なかったことから、最終的に５００万円の不用額が出ております。会計課の説明は以上です。

○渡邊管財課長　管財課です。つづきまして、８目財産管理費、財産管理事業の説明をさせていただきます。財産管理事業は、財産の取得、管理及び処分に関する経費を計上したものです。報酬、職員手当、旅費は、廃校等の跡地管理をしていただく会計年度任

用職員、跡地管理員２名の報酬、期末手当、交通費等でございます。１０節需用費の光熱水費は、本庁舎を除く施設６９５か所の電気代と１５１か所の上下水道代でございます。１１節役務費の通信運搬費は、本庁舎の電話の年間使用料でございます。保険料は市有財産の建物２２１件分、公用車２７２台分の全国市有物件災害共済保険料等でございます。１２節委託料の公共施設業務用ごみ収集運搬委託料は、市内６３施設を対象として、可燃・不燃ごみの収集運搬業務です。バス運行委託料は、市の各コミュニティセンターで実施しているチャレンジクラブ等の事務事業に参加する方々をバスにより移動させることを目的に、マイクロバス、中型バスの複数単価を契約を結んでいるものでございます。地積測量等委託料は、旧斗利出小学校跡地の地積更正登記資料作成業務、卸町１丁目地内市有地分筆測量業務、旧本庁舎跡地の測量業務等を委託したもので、旧本庁舎につきましては、令和６年の９月議会で補正により予算の増額を行い、執行いたしました。電気保安委託、火災報知器等保守点検委託、浄化槽施設保守点検委託、受水槽高架水槽清掃委託、浄化槽清掃委託、学校跡地トイレ清掃委託料は、旧小学校４校に関する業務で、教育総務課からの所管替えにより、令和５年度から管財課の業務となったものでございます。１４節工事請負費のうち、市有地整地工事費は、卸町の市有地を売却するに当たり、産業廃棄物が地下に入っている可能性があったため、試掘を行ったもの及び旧都和幼稚園の使用していない倉庫の解体工事を行ったものです。旧山ノ荘小学校電気設備改修工事費は、旧山ノ荘小学校の高圧ケーブルの絶縁性が失われており、漏電やショートが発生する危険な状態であることから、高圧電力を廃止し、低圧電力へ切り替える工事を行ったもので、当初予算には未計上であったため、予備費から３５６万４，０００円を充用し執行したものです。つづきまして、本庁舎維持管理事業でございます。この事業費は、本庁舎の建物や附属設備の保守管理や夜間警備、日常清掃等に関することに係る事業費でございます。報酬、職員手当、旅費は、コンシェルジュ６名の報酬、期末手当、通勤費です。１１節役務費の保険料は、施設所有者賠償責任保険の支払額で、貸店舗、カスミに損害を与えた場合を想定して加入している保険料でございます。１２節委託料の庁舎設備等管理委託料から庁舎案内・電話交換委託料の５本の委託料は、本庁舎や業務案内などの施設維持管理に要する経常的な経費でございます。１３節使用料及び賃借料の駐車場使用料は、市営西、東駐車場、本庁舎駐車場の公用車の利用料や、来庁者の利用料を支払っているものです。１８節負担金補助及び交付金のウララ管理負担金は、ウララ、ウララ２、ウララ３の組合管理費です。光熱水費、保守点検費、修繕料を支出しているもので、支出先は管理者の土浦都市開発公社で負担額は施設の持ち分割合となっています。以上でございます。

○福澄政策企画課長　つづきまして、政策企画課でございます。９目企画費でございます。主なもののみ御説明させていただきます。８１ページの一番下、政策企画管理事業、１２節委託料は企業版ふるさと納税を活用した機動警察パトレイバーデッキアップイベントが大きなものとなっております。つづきまして、８２ページ中ほどの土浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定事業でございます。人口減少、少子高齢化が進む中、持続可能な社会の実現に向けて第３期計画を策定しまして、地方創生の取組を推進してお

ります。つづきまして、水郷筑波サイクリング環境整備事業でございます。１２節委託料のサイクリングを活用した観光コンテンツ造成委託料としまして、サイクリングを軸としつつ、本市の地域資源を組み合わせた体験型観光プログラムを造成し、モニターツアーなどを実施しました。最後に、８３ページ中ほどでございます。買物難民支援事業につきましては、令和２年１０月から開始した移動スーパー事業に対する補助でございます。この補助金は、昨年度で終了となりました。説明は以上となります。

○天貝行政経営課長　つづきまして、その下１０目の事務管理費でございます。備考欄の行政経営管理事業の主な支出は、１２節委託料の業務プロセス見直し委託料でございます。この業務につきましては、市役所内の４，０００を超える事務事業のそれぞれの業務行程ごとの業務の種類、量を調査した上で、コア業務、ノンコア業務に分類しまして、職員ではなく会計年度任用職員などに置き換えられる業務を抽出し、ワーキングチームにより業務改善案を検討した業務委託でございます。その下の公共施設等再編・再配置推進事業におきましては、次のページにわたりまして記載しておりますとおり、１２節委託料の再編・再配置計画の策定委託料が主な支出でございます。以上でございます。

○土田ＤＸ推進課長　つづきまして、ＤＸ推進課でございます。８４ページから８６ページまで御説明申し上げます。備考欄の情報政策管理事業でございます。こちらは、主に職員が使用するパソコンなどのＯＡ機器や各種システムネットワークの維持管理等に係る経費となります。７節報償費でございます。こちらは、デジタル関連セミナーとＩＣＴ支援相談にかかります講師謝礼でございます。講師は、本市と中小企業等ＩＣＴ支援に関する連携協定を締結しております一般財団法人ウェブ解析士協会でございます。内容につきましては、４月にXセミナー、８月にＧｏｏｇｌｅ検索セミナーを開催いたしまして、下半期のセミナーからは、土浦商工会議所と共催させていただいており、１０月にインスタグラム、１１月にＣａｎｖａ、Ｇｏｏｇｌｅ検索と開催しております。スタッフの派遣費用につきましては、下半期からは商工会議所が負担し、会場を本市が提供する形となっております。８節旅費でございますが、職員がセキュリティ対策の研修を受講した際の交通費となります。１０節需用費でございますが、プリントートナーや各種ケーブル等の購入に伴います消耗品費及び各課に配置しておりますパソコン等の修繕費用となります。１１節役務費でございますが、外部施設も含めた市全体のパソコンに係る各種回線の利用料などでございます。１２節委託料でございますが、住民記録や税関係を始めとする市全体の電算業務委託料となります。住民登録や印鑑登録などの基幹系業務、イントラネット、文書管理などの情報系業務でございます。１３節使用料及び賃借料でございますが、事務用パソコン、タブレット、プリンター等のパソコン使用料、ファイル転送システム等のシステム使用料、現行の公共施設予約システム等の使用にかかりますインターネット使用料、建築図面等を登録、参照する管理システムの使用にかかりますドキュメント管理システム使用料、ソフトウェア使用にかかりますライセンス等の権利使用料となってございます。１８節負担金補助及び交付金につきましては、例年支出しております負担金、交付金でございますが、主なものを御説明いたしま

す。茨城県市町村共同システム整備運営協議会負担金でございます。茨城県と市町村が共同で構築、調達したシステムに係る負担金となります。主なものといたしましては、電子申請システム、統合型ＧＩＳ、大容量ファイル転送システム、インターネット接続システム負担金、仮想化のものがございます。つづきまして、いばらきブロードバンドネットワーク接続負担金でございますが、茨城県と県内全市町村が共同で構築した高速大容量の情報通信ネットワークに係る負担金となります。自治体中間サーバー・プラットフォーム管理等交付金は、地方公共団体が情報連携基盤である中間サーバー・プラットフォームを共同利用する際に、その管理、運用にかかる費用を支援するための交付金となります。つづきまして、ＡＩ－ＯＣＲ導入事業でございます。こちらの事業につきましては、手書きの帳票やＰＤＦ等を読み取りまして、データ化を施すＯＣＲに、ＡＩ技術を活用することで、高精度に手書き文字などをデータとして認識可能となります。スキャナーのリースとＡＩ機器の利用料となります。令和６年度の利用実績としまして、こども政策課のマタニティタクシー利用助成券の読取りをＡＩ－ＯＣＲの運用により、年間１２０時間の業務時間の削減を達成しております。また、商工観光課で中小企業事業資金融資利子補給事業でございますが、銀行が記入する利子補給計算書の読取りを行っておりまして、年間で４５時間の業務時間の削減を達成しております。８５ページの１段目でございます。インターネット仮想化システム導入事業でございます。先ほど御説明しました茨城県市町村共同システム整備運営協議会が整備しました、ネットワークを分離することにより安全性を確保したまま、ＬＧＷＡＮ系のパソコンからインターネットの閲覧ができるシステムでございます。こちらの協議会へ負担金を支出しております。

つづきまして３段目でございます。庁内ネットワーク保守管理事業でございます。こちらは、庁内の主要ネットワークとなります認証サーバ、コアスイッチ、外部施設用スイッチのハードウェア保守管理、運用支援に係ります業務委託及び当該機器の賃貸借でございます。次の段でございます。自治体専用チャット導入事業でございます。本事業は、全職員分の自治体専用チャットアカウントの運用によりまして、セキュリティの高い連絡、情報共有手段の環境を整備するものでございます。事業費の内容につきましては、ロゴチャット１，１５０アカウント分の使用料となります。つづきまして、下から４段目でございます。ＲＰＡ導入事業でございます。各課の業務のうち、自動化が可能な定型業務について、ＲＰＡの導入によりまして、業務の効率化、こちらは定型処理の迅速化、正確性の向上、職員の業務負担軽減、市民サービスの向上を図るものでございます。導入実績でございますが、令和６年度につきましては、こども政策課の出産応援給付金支給業務、子育て応援給付金事業で導入しておりまして、約６０時間の業務時間削減を達成してございます。８６ページに入りまして、５段目でございます。新公共施設予約システム導入事業でございます。こちらは、オンライン完全予約やキャッシュレス決済が可能な公共施設予約システムの導入によりまして、市民サービスの向上及び業務の効率化を図るものでございます。令和６年１０月に導入しまして、男女共同参画センター研修室、Ｊ：ＣＯＭスタジアム土浦、Ｊ：ＣＯＭフィールド土浦となってございます。

下から３段目でございます。ＩＴ資産管理システム更新事業でございます。こちらは、セキュリティ保全の観点から運用を開始しておりまして、ＵＳＢ等電磁的記録媒体の使用制御を行っております。要は、ＵＳＢを使用する場合は許可が必要となりまして、令和５年10月から現在までトータル４，８９８件の申請がございました。令和６年度の実績は２，６８３件となってございます。下の段、ガバメント・クラウド事業でございます。こちらは、デジタル庁がデジタル・ガバメント実行計画に基づき整備を進めてきた、国の全ての行政機関や地方公共団体が共同で行政システムをクラウドサービスとして利用可能なガバメント・クラウドに、令和７年度末までに、原則全ての基幹業務システムが、ガバメント・クラウドに移行するための費用となってございます。一番下の段のシステム標準化・共通化事業でございます。こちらは、令和７年度を目標時期として国が進めている基幹系２０業務に係るシステムの標準化・共通化に伴い、国が策定する標準仕様に準拠したシステムへ着実に移行できるよう、必要となるシステム改修を行いました。説明は以上でございます。

○目黒委員長　ここまでで、御意見、御質問はございますでしょうか。

○古沢委員　旧斗利出小学校はどこで管理しているのですか。

○渡邊管財課長　旧斗利出小学校につきましては、管財課で管理しております。

○古沢委員　借り手は見つかったのですか。

○渡邊管財課長　今プロポーザルを実施しているというような状況でございます。

○篠塚委員　まず８０ページの工事請負費、旧山ノ荘小学校電気設備改修工事費なんですが、旧山ノ荘小学校は今貸出をしていますよね。貸出中でも危ないので直したという工事なのでしょうか。

○渡邊管財課長　旧山ノ荘小学校につきましては、貸出をしておりまして、その中で緊急性のある不具合が発生したというところで、緊急で予備費で対応させていただいたというところでございます。

○篠塚委員　８１ページ委託料の中の庁舎案内・電話交換委託料なのですが、交換手の人数は何人ぐらいいらっしゃるんですかね。たまにつながらない時間帯があったりするので、その辺はどうなのでしょうか。

○渡邊管財課長　交換手の人数ということですが、電話交換室に５名常駐しております。

○篠塚委員　電話がつながらないというクレームはないですか。

○渡邊管財課長　季節によりまして、イベント等がある場合、やはりなかなかつながらないというような状況になることがありますので、今後適切に対応していきたいと思います。

○篠塚委員　つづきまして、８３ページの買物難民支援事業なのですが、令和６年度で終わりということだったので、その評価というか、市民の方の評価、それから１事業者の評価、今後も続けていきたい、費用の面についてはどうなんだとか、その辺の話が分かりましたら教えてください。

○福澄政策企画課長　幸いなことに今後も続けていきたいという形で、自走できるような状態になってきて、ただし場所を変えてみたりとか、多少の工夫が必要だということ

で進めていただいております。
○篠塚委員　評価は高いということでよろしいのでしょうか。２００万円の補助がなくなったということで、事業者の方も大変だと思うのですがその辺はどうでしょうか。
○福澄政策企画課長　地元の評判というのはとてもよろしいようです。また、前回もお話させていただきましたけれども、ほかの事業者も移動スーパーをやられるようになりますので、これからは切磋琢磨していただきたいと思います。
○篠塚委員　つづきまして、８４ページのＡＩ－ＯＣＲ導入事業とかですね、ＲＰＡ導入事業、いろいろ使っていて評判が良いということなのですが、使用件数によって、この費用が上がっていくのか、それから今後ももっと費用を増やしていくのか、その辺はどうなんでしょうか。
○土田ＤＸ推進課長　篠塚委員からの御質問でございますが、ＡＩ－ＯＣＲとＲＰＡ事業につきましては、金額というのは基本的に定額になってございます。その使用料にかかりますものと、あと委託料、ＡＩ－ＯＣＲというものは、スキャナーに読み込んでいく作業というものが使用料となってございますので、こちらは定額でございます。ただし、ＲＰＡ事業につきましては、基本的には新規でやる場合というのは、やはりどうしても事業課でシナリオの作成、こういう事業なんですよと、こういう事業がありますので、ここの定型化の部分を機械を導入して行ってくださいというシナリオの作成業務がどうしても発生してしまいますので、それは我々ではなく、業者の方にお願いしております。それで、ＲＰＡというのは委員おっしゃるとおり、これからは自動化できる業務というものはどんどんやっていく、それで業務負担を軽減していくという利点がございますので、本市以外にですね、進んでいる市町村もございます。ですので、我々も、そういった先進市町村を参考にさせていただきながら、今後はどんどん自動化できる業務につきまして、庁内で洗い出して、ＲＰＡのほうを進めてまいりたいと考えてございます。
○篠塚委員　つづきまして、８６ページのチャットＧＰＴ導入事業の３万８，５３８円、有料版は１台しか使っていなかったような気がするのですが、今後は有料版を使用する方が多くなると思うので、枠を増やしていくというような、希望案があったり、予算要求はしているのでしょうか。
○土田ＤＸ推進課長　チャットＧＰＴ導入事業につきましては、やはりこれからどんどん推進をしていかなければならない、我々も導入して有効活用していくということになりますので、今現在は有料版が一つと無料版が三つではあるのですが、来年度につきましては、チャットＧＰＴというのは外に広がることをなるべく防ぎたいものでございますので、クローズドの環境の中で作って、それで、どんどんとそこに、そのクローズの環境の中でどんどんと推進をしていって、良い回答を出すということが目的となりますので、こちらのチャットＧＰＴの事業につきましては、来年度の予算にも計上させていただければと思ってございますし、これからはチャットＧＰＴの事業は、県内のどこの自治体でも導入しているものですので、そちらのほうは注視しながら、積極的に導入を進めていければと思っております。
○栁澤委員　８５ページのＬＧＷＡＮサーバ機器更新事業についてなのですが、これは

どれぐらいの頻度で行うものなのでしょうか。また行った経緯としては、これは容量の増設とかそういったことなのでしょうか。

○土田ＤＸ推進課長　こちらにつきましては、令和５年９月末の段階で、庁舎がこちらに移転したときから、賃貸借期間の終了に伴いまして、令和５年１０月から新たに導入をしておりまして、容量確保が限界に近い状況であったメールサーバになりますけども、６００ＧＢから１，２００ＧＢに更新して、そして庁内用のＬＧＷＡＮサーバの機器についても、令和６年度以降は１，２００ＧＢでリースを継続してございます。

○栁澤委員　６００ＧＢ増設ということで、これで向こうどれぐらいの期間を担保できるということになるのでしょうか。

○土田ＤＸ推進課長　機器の賃貸借期間といたしましては、通常５年間を見込んでおります。

○栁澤委員　メール一通一通で容量が異なりますが、６００ＧＢ増やすことで、何通分というか、１年に例えば１００ＧＢ使うのでしたら、５、６年とかそういうふうなことになってくると思うんですけれども、どれくらい毎年使うのでしょうかという質問でよろしいでしょうかね。

○土田ＤＸ推進課長　ただ今の御質問につきましては、お調べをしてから回答させていただきます。申し訳ございません。

○栁澤委員　承知しました。また、８６ページのチャットＧＰＴの件でお伺いしたいんですけれども、先ほどＲＰＡですとかＡＩ－ＯＣＲの導入で業務時間が短縮できたということは伺ったんですが、チャットＧＰＴを導入することで、短縮できた業務時間というのはございますか。

○土田ＤＸ推進課長　現状では、チャットＧＰＴは有料版一つ、無料版三つという形になったのですが、どうしてもチャットＧＰＴの利用規約が変更になったということもありまして、一つのアカウントでは、その人しか使用できない。それを共有することができないということもありまして、今の段階では我々のほうで導入しているチャットＧＰＴを貸出というのは行っておりませんで、業者のほうから来るチャットＧＰＴのシステムをトライアルをして、今８月末まで職員全員にそれを利用していただくという形をとらせていただいたというのもありますので、例えばアンケートを行いまして、そういった数字の方は出させていただければというふうに考えてございます。

○目黒委員長　ほかにいかがでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　それでは引き続き、説明願います。

○大貫市民活動課長　市民活動課です。８７ページをお願いいたします。１１目市民活動費でございます。市民活動費は、主に地区長や町内会関係、地域公民館整備、神立地区コミュニティセンター運営等に係る経費となっております。備考欄を御覧ください。神立地区コミュニティセンター管理運営事業のうち、委託料につきましては、コミュニティセンターの管理運営に係る指定管理料でございます。つぎに、地区長関係事業につきましては、市内１７０地区の地区長に対する地区長報償費等となります。つぎに、地

域公民館整備事業は、地域コミュニティ活動の拠点となっております町内会等が所有する地域公民館の施設整備費の補助事業として、令和６年度の実績といたしまして、用地取得１件、新築１件の合計２件の補助を行っております。つづきまして、コミュニティ事業助成事業につきましては、宝くじの普及広報の一環として自治総合センターが実施しているコミュニティ事業補助金により、地域コミュニティの推進に寄与する事業や町内会の備品整備などの経費を補助するもので、令和６年度は２件の申請のうち１件が採択を受け、補助を行っております。つづきまして、１２目地区コミュニティ活動推進事業費です。こちらは、協働のまちづくりや地区市民委員会による活動の推進等に係る経費となります。備考欄一つ目のまちづくり市民会議活動推進事業は、市民と行政の協働によるまちづくりの推進・活動を行います土浦市まちづくり市民会議への補助金でございます。つぎに、８８ページにかけての各地区コミュニティセンターの活動推進事業は、地区公民館を拠点に活動している各中学校地区の市民委員会に対する補助金となります。なお、８８ページの四中地区コミュニティセンターの決算額につきましては、補助金を多く活用する公民館まつりの開催予定日に、急遽決定した衆議院選挙が同日の実施となり、四中地区公民館は投票所となっていることから、公民館まつりを中止としたため、補助金の支出が少なくなっております。つづきまして、８８ページの備考欄の下から三つ目、協働のまちづくりファンド事業は、市民団体が地域の活性化を目的とする新たなソフト事業に対して補助を行うもので、令和６年度は４団体へ補助を行っております。つづきまして、１３目国際交流費になります。８９ページをお願いいたします。こちらは、国際交流及び多文化共生の推進に関するものでございます。備考欄一つ目の国際交流推進事業の主なものにつきましては、１８節負担金補助及び交付金のうち、土浦市国際交流協会への補助金でございます。補助の内容といたしましては、姉妹都市であるアメリカ・パロアルト市との中学生交換交流事業の経費や、同協会が行う各種事業の運営補助となります。中学生交換交流事業への補助金は、派遣生徒の旅費の一部や引率教諭の旅費等に充当しております。つづきまして、多文化共生推進事業につきましては、外国人の方が市役所へ来庁した際、窓口での相談業務を円滑にするためのタブレット型の多言語通訳サービス提供に伴うシステム使用料となっております。つづきまして、備考欄三つ目の姉妹都市締結記念事業でございます。昨年度は、パロアルト市との姉妹都市締結１５周年に当たり、記念式典等への出席及び両市の友好をさらに深めるために、安藤市長を始めとする訪問団を１０月に派遣したものです。主な経費としましては、市長及び随行職員１名の旅費、また、国際交流協会から会長など会員の方々も参加されましたので、通訳代、現地専用バス代等を補助金として支出しております。つぎに、備考欄一番下の友好交流協定締結記念事業は、令和５年４月に友好交流協定を締結した台湾・台南市と、今後の交流及び連携を促進し友好関係を深めていくことを目的に、本年１月に、市長のほか、市議会、関係団体など計１１名の視察団を派遣し、本市のＰＲや現地視察を実施したものでございます。これに係る旅費、現地ガイド、通訳などの手数料、現地専用バスの委託料などが主な経費でございます。つづきまして、９０ページを御覧ください。一つ目の多文化共生推進プラン改訂事業です。こちらは、昨年度、改訂作業

を行いました土浦市多文化共生推進プランの２期プラン策定に伴うコンサルタントへの委託料及び検討委員の報償費でございます。２期プランにつきましては、３月議会の際に内容を御説明させていただきまして、４月より各種施策に取り組んでおります。市民活動課からの説明は以上です。

○福原生活安全課長　生活安全課でございます。１４目防犯対策費でございます。ＪＲ荒川沖駅東口と神立駅西口に設置しております防犯ステーションまちばん荒川沖・まちばん神立の運営、犯罪のない明るいまちづくりのため防犯灯の設置、管理をしていただいている町内会等への補助、犯罪発生の抑止と捜査の迅速化のための防犯カメラの設置と維持、管理などが主な経費でございます。１節報酬は、まちばん荒川沖・まちばん神立に勤務する会計年度任用職員１２名分の報酬でございます。１２節委託料の３段目、防犯カメラ画像記録複写作業委託料は、警察署からの捜査関係事項照会で、防犯カメラ映像の複写作業委託料でございます。１４節工事請負費の防犯カメラ更新工事費は、防犯カメラ５台の交換工事費用でございます。１８節負担金補助及び交付金の補助金、防犯灯設置等補助金につきましては、申請のあった２９町内会に対し、防犯灯の新設、器具等の交換修理の補助金でございます。防犯灯電気料金補助金は、申請のあった１６９町内会で管理する防犯灯に係る電気料の３分の２を補助しているものでございます。９１ページをお願いいたします。つづきまして、１５目空家等対策費でございますが、現在、市内には約２，６００件の空家があり、内訳としては管理されている空家が１，８００件、管理が行き届いていない空家が８００件あると実態調査などで把握しております。程度の差はありますが、このまま放置されますと近隣に対し著しく悪影響を及ぼすとされる特定空家は９件ございます。１節報酬は、空家等対策協議会の委員報酬でございます。７節報償費は、弁護士、宅建士を協議会の各団体から派遣していただき、空家対策相談会を実施した報償でございます。１１節役務費の手数料は、相続人不存在の空家に対して、市が利害関係人として、所有者不明土地・建物管理命令申立てを行った際、裁判所に納めた予納金等でございます。９２ページをお願いいたします。１６目交通安全対策費でございます。まず、交通安全対策事業は、通行する車両などへ注意を促すための路面標示や、見通しの悪い交差点等へのカーブミラーの整備に要する経費のほか、交通安全団体への補助金などが主な経費でございます。１０節需用費の修繕料は、カーブミラー５５か所の修繕費用などとなっております。１２節委託料の通学路電柱標示板設置委託料は、小学生の通学路の交通安全を図るため、東京電力の電柱に通学路の看板を設置し、ドライバーなどに注意喚起を図っているもので、東京電力に委託しております。令和６年度は１５０か所を新しいものに交換をしております。１４節工事請負費は、路面標示やカーブミラーの設置工事費でございます。１８節負担金補助及び交付金の補助金は、交通安全活動を行っている土浦地区交通安全協会、土浦市交通安全母の会、土浦市交通安全対策推進協議会の３団体に支出しております。つづきまして、自転車対策事業は、土浦駅前、荒川沖駅前での放置自転車対策として立哨指導、放置自転車の撤去、保管、処分、市営の自転車駐車場の運営に関する業務などが主な支出内容でございます。１１節役務費の手数料は、自転車等放置禁止区域及び自転車等放置禁止区域以外の公共

の場所などに放置された自転車を撤去し、保管場所へ移送するまでをシルバー人材センターに委託しているものでございます。１２節委託料、放置自転車等保管手数料徴収委託料は、撤去した自転車を管理するとともに、所有者が取りにきた場合の返還手続や返還費用の徴収などの業務をシルバー人材センターに委託しているものでございます。１３節使用料及び賃借料の借地料は、荒川沖駅東口に１か所、臨時自転車駐車場用地として借りている土地の借地料でございます。幼児２人同乗用自転車購入費補助事業は、幼児２人同乗用自転車の利用の促進及び子育て家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的として、幼児２人同乗基準に適合した自転車を購入した市民に対して補助するものでございます。補助額は、自転車購入費用の２分の１で、上限額を３万円としています。令和６年度につきましては、１台に対して補助を行いました。自転車乗車用ヘルメット購入費補助事業は、高校生又は６５歳以上の方を対象に自転車乗車用ヘルメット購入費を補助するもので、補助額は購入費の２分の１、上限２，０００円となっており、令和６年度は、１５３人の申請がございました。説明は以上でございます。

○菊田市民課長　市民課です。１７目支所及び出張所費です。支所及び出張所費は、市内に５か所にあります支所、出張所に係る事務運営及び維持管理に要する経費でございます。それでは、主なものについて御説明させていただきます。１節報酬、３節職員手当等は、支所、出張所に勤務しております会計年度任用職員１１名分の人件費です。１０節需用費は、事務用消耗品や光熱水費等、備考欄記載のとおりです。不用額が５１万円出ていますが、光熱水費について、令和４年度に予算不足があったため、令和５年からは当初予算を増額しているところ、支所の努力もあったため、このような結果になってます。１１節役務費は、国道６号線沿いに設置した南支所の案内広告看板の広告料です。１２節委託料は、支所、出張所に係る機械警備や清掃などの定例的な委託料等です。また、都和、上大津支所で植木剪定及び草刈委託を実施しました。１３節使用料及び賃借料は、玄関マットなどの清掃用具使用料及びテレビ受信料のほか、駐車場使用料については、都和支所で近接する民間駐車場を賃借しているもので、マイナンバーカードの申請交付等で利用者が増加していることから対応しております。市民課からの説明につきましては以上です。

○目黒委員長　ここまでで、御意見、御質問はございますでしょうか。

○滝田委員　９２ページの自転車対策事業の部分で、撤去した自転車、そして返却対応した自転車について、数量というかどれくらいの自転車があるのかなと思いまして、お願いいたします。

○福原生活安全課長　手持ちの資料がございませんので、後ほど御説明申し上げたいと思います。

○滝田委員　よろしくお願いします。

○篠塚委員　９３ページの幼児２人同乗用自転車購入費補助金なんですが、令和６年度は１台分とういうことで、だいぶ申請件数が減ってきているような気がするんですが、どうなのでしょうか。

○福原生活安全課長　平成２８年度が最多の１６台ですか。その後、平成２９年で１５

台、平成３０年度になりまして３台と、その後は５台、６台と低調な数字で推移しておりまして、昨年度に至っては１台というところでございます。
○篠塚委員　これはどういうふうに考えたほうがいいんですかね。普及したというふうに考えたほうがいいのか。つまり利用者が少なくなったということは、今後の方向性を検討する時期にきているのかなと思います。逆にヘルメット購入補助のほうが増えてきているんじゃないかと思うんですが、この辺を含めて検討はされているのでしょうか。
○福原生活安全課長　御指摘のとおり数字も減ってきているというような現状もございますので、この２人乗自転車購入については検討の余地があるのかなと思います。また、ヘルメットのほうですけれども、こちらは高校生と６５歳以上をターゲットにしまして補助をしているところでございますが、ヘルメット着用は現在努力義務化ということになっておりますので、今後も周知をして皆さんにヘルメットを被っていただきたいという思いもございますので、こちらにつきましては引き続きやらせていただいて、かつ、どうやって補助の申請を増やしていくかというのを検討していきたいと考えております。
○目黒委員長　ほかにいかがでしょうか。
（「なし」という声あり）
○目黒委員長　それでは引き続き、説明願います。
○北島総務課長　総務課でございます。１８目公平委員会費の公平委員会管理運営事業は、職員の勤務条件に関する措置要求の審査、不利益処分に係る不服申立てに対する裁決を行う機関として法に基づき設置している公平委員会の運営に関する経費になります。１節報酬は、公平委員会委員３名の報酬です。令和６年度は職員からの申立てがなく、年度初めの定期委員会開催時の報酬のみとなっております。次ページにいきまして、１８節負担金補助及び交付金の負担金は、備考欄記載の全国と関東支部連合会への負担金などのほか、研究会等諸会議の出席負担金となっております。以上でございます。
○大橋防災危機管理課長　防災危機管理課です。９４ページ、１９目防災費でございます。１９目防災費全体では、令和６年度４，００２万円強の支出済額となりました。令和５年度決算額が４，０２４万円程でしたので、令和５年度に比較しほぼ同等の決算となりました。はじめに、地域防災体制整備事業１８３万６，０００円ですが、旅費や携帯電話の通信運搬費、県への負担金など防災危機管理課の基本となる事業です。８節旅費から２６節公課費まで、ほぼ例年同様の支出内容でございます。二つ目の地域防災力強化事業は、自主防災会や町内会への補助金が主な支出でございます。１８節補助金のうち、防災士資格取得費補助金１２万７，５００円は、１１人に交付いたしました。つぎに、自主防災組織運営事業補助金は補助率４分の３、上限５万円で交付しておりますが、令和６年度は４８の自主防災会で活用がありました。三つ目の防災意識普及啓発事業は、防災訓練やシェイクアウト訓練、防災講演会等に係る事業で、こちらも例年同様でございます。つづきまして、９５ページに入りまして、防災拠点・防災設備整備事業は、防災倉庫や備蓄品、耐震性貯水槽など、防災設備に係る経費でございます。１０節需用費の消耗品費６８８万余円は、備蓄非常食や飲料水、毛布１，０００枚が大きなもので、燃料費１０万余円は発電機用の備蓄ガソリン代です。１７節備品購入費の一番下

４４３万３，０００円は、大岩田小学校と第二中学校の防災倉庫を更新いたしました。最後に、情報伝達体制整備事業は、防災無線や防災無線の専用アプリに係る経費で、１０節需用費の光熱水費、子局の電気料から１８節負担金補助及び交付金まで、ほぼ例年同様でございます。なお、防災無線屋外子局の落雷による故障が生じました。９５ページの真ん中の列、一番上の工事請負費、真鍋六丁目と上坂田２局の修理が３月中に完了しないことが明らかとなったため、２本の修繕工事請負費４１４万７，０００円を令和７年度に繰越措置し対処いたしました。１９目防災費、以上でございます。

○北島総務課長　総務課です。２０目平和事業費、平和事業につきましては、毎年広島市で開催される平和記念式典への中学生等の派遣と、９月に開催したクローバーフェスティバルでの広島参加中学生による体験発表の実施に係る経費等となっております。７節報償費は、各校１名の平和記念式典に参加した中学生８名と引率教諭１名、市民団体代表２名の１１名分の交通費、宿泊費等でございます。８節旅費は、随行の職員２名分の旅費となっております。令和６年度は、広島市からコロナの関係から１３名との人数制限がされたため、中学生の参加を各校１名の計８名として派遣したものです。１０節需用費の消耗品費は、平和記念式典参加に伴う千羽鶴など物品の購入費のほか、法定受託事務である自衛隊員の募集に関する啓発品の購入代となっております。１１節役務費は、原爆パネル展実施に伴う送料や平和記念式典への参加者に係る保険料などでございます。説明は以上です。

○瀬古澤財政課長　つづきまして、９６ページ、２１目財政調整基金費は、令和５年度の決算剰余金及び基金利子を積み立てたもので、前年度比較では７億９，１３０万５，０００円の減となっております。令和５年度の積立金、つまり令和４年度の決算剰余金になりますが、この中には新型コロナワクチン接種対策費に対する国の補助の返還金に要する財源が含まれていたことにより、金額が大きくなっておりましたが、令和５年度の決算剰余金にはそれらの財源が大きく減少したことが積立金の減の要因となっております。２２目市債管理基金費、２３目土地開発基金費、２４目公共施設等総合管理基金費につきましては、それぞれ預金利子を積み立てたものです。なお、２４目公共施設等総合管理基金費については、令和５年度には令和６年３月議会の補正予算の歳入超過分を活用して、２億円の積立金ができましたが、令和６年度におきましては財源が確保できなかったため、基金利息のみの積立となり、前年度比較では１億９，８３５万８，０００円の減となっております。

○中川人権推進課長　人権推進課です。２５目人権推進費でございます。一つ目、ダイバーシティ推進事業でございます。男女共同参画社会の実現に向けた施策やダイバーシティ推進に係る事業費と男女共同参画センターの運営に係る経費でございます。７節報償費は、各種講座及びセミナーの講師謝礼でございます。１８節負担金補助金及び交付金の補助金でございますが、女性の専門職資格取得等支援事業補助金は福祉やパソコン関係の資格を取得した方に交付するもので、資格取得の経費２分の１、上限５万円を支給するもので、１６名の方に交付しております。つづきまして、女性のための寄り添い支援事業でございます。国の交付金を活用し、既存の相談業務ではできなかったＳＮＳ

での相談、電話相談、対応時間の拡大等を行いまして、個人に寄り添ったきめ細かい相談を実施するものでございます。ＮＰＯ法人に委託した委託料でございます。つづきまして、地方改善対策事業です。人権意識の醸成、啓発を推進し、人権尊重社会を築くための事業で、１節報酬は、生活環境等の安定向上を図る必要のある地域住民に対する相談に係る相談員２名分の報酬です。１８節負担金補助金及び交付金の補助金の地方改善対策団体事業費補助金は、同和問題の解決に寄与することを目的として、啓発活動や研修活動、相談活動を実施する市内に支部を有する２団体に対する補助金でございます。つづきまして、更生保護青少年健全育成事業でございます。こちらは、犯罪や非行を起こした人の社会復帰や社会的自立に向けて、社会を明るくする運動等を通じて、啓発活動を行っている事業で、土浦地区保護司会への補助金でございます。つづきまして、人権啓発事業です。こちらは、土浦クローバーフェスティバルの開催の際の人権講演会や会場使用料が主な支出の内容でございます。説明は以上でございます。

○目黒委員長　ここまでで、御意見、御質問はございますでしょうか。

○古沢委員　９８ページ、地方改善対策団体事業費補助金、二つの団体に出しているらしいですが、これはこの近辺、例えば県南の自治体で、出してない自治体はどういうところでしょうか。

○中川人権推進課長　市内に支部がございます団体に支給している市町村が多いです。ですので、こちらも２団体が土浦市内にございますので、支部に対して支給しているところでございます。

○古沢委員　出していない自治体は把握してますか。

○中川人権推進課長　申し訳ありません。手元に資料がないんですけれども、支部がない市町村は出していないと思いますが、すぐ市町村が出ませんので後ほどお示しします。

○小坂委員　防災なんですけれど、参考までに聞かせていただきたいのですが、最近線状降水帯とよく言われていますが、堤防等がかなりきちんとできているし、ポンプ場もありますので、なかなか大きな洪水はなさそうですが、線状降水帯でいきなり１時間当たり１００ミリ降ってしまうと、それも連続で降った場合は、多少は水は出るだろうと思いますというところで、以前にですね、私一般質問でやったことあるんですが、土浦の旧市街というのは低地ですので、水がいきなり出てしまうことはあるかもしれない。その時に、高い建物をビルとか、個人の所有とか会社所有もいろいろあるんですが、今言われてる例えば垂直避難という場合に、そういった大きなビルのところに避難したり、あるいは、避難用具を備蓄するとか、そういうことは考えられているのかなという点が一つ。それともう一つですね、土浦市役所の電気設備は上にあって水が出ても大丈夫ですというのは分かっているんですが、地下の自転車置き場、シャッターがあります。例えばシャッターを閉めて、正面とか全部閉めると水が１、２メートル出ても地下までは入らないというようなことは想定されているのかなと思ったのでお聞きしたいのですがよろしくお願いします。

○大橋防災危機管理課長　ちなみに土浦での最大雨量、１時間の最大雨量というのは６５ミリ、それから１日の正時から正時までの時間での最大雨量というのは１９７．５ミ

リです。それが一昨年６月２日、３日、降り始めから降り終わりまでは２９８．５ミリ降ったそうです。かなりの大雨でしたが、一昨年６月２日に降った大雨というのは日当たり雨量で歴代２番目の数字なんです。おおむね３００ミリぐらいには桜川は耐えられたということになりますが、上高津ですとか、イオンの裏側の粕毛地区ですとか、内水氾濫であのような事態になってしまった事実はありましたけれども、それだけの雨量にも桜川、霞ケ浦のほうは耐えられたというのが一つの証明になったかと思います。それと地下への浸水の話ですが、シャッターでどれだけ止められるかというのもありますし、あとは土嚢を用意はしておりますが、迎えてみないと分からないですけれども、止水版でも用意しない限りは、地下への浸水のおそれはあるかと思います。それと庁舎の周り、無電柱化で電線地中化になっていますので、歩道上にあるキュービクルがどのくらいまで水に耐えられるかという問題はあるかと思います。いずれにしても、その辺の危機感を持ちながら、防災対策を進められるように検討してまいりたいと考えています。また、垂直避難は昨日の東京の大雨でも、暗くなってからの避難は危険なので垂直避難を呼びかけていました。例えばウララの階段部分、ウララの駐車場部分は常時開放しておりますので、そういった周知も、いざというときには垂直避難、直ちに命を守る行動をとっていただけるように、その一部、避難情報が黒になる前に、そういったことも呼びかけてまいりたいと考えてございます。

○目黒委員長　ほかにいかがでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　それでは暫時休憩といたします。再開は２時４０分からとなります。

（休憩：午後２時３０分）

（再開：午後２時４０分）

○目黒委員長　それでは、再開いたします。回答が保留になっていたものについて、順次、回答をお願いいたします。

○土田ＤＸ推進課長　先ほど栁澤委員から御質問をいただきましたメールサーバの容量の中で、通数と年数のお話をいただいたと思うんですけれども、まず通数でございますが、Ａ４、２，０００文字換算でいいますと、メールは３億通となりまして、取り組むことが可能でございます。あと年数でございますが、リース期間は５年と話をさせていただいたんですが、実際その容量があれば、年数で換算しますと約１５年はもつという回答でございます。

○栁澤委員　ありがとうございました。十分な容量が増設されているということで理解しました。

○中川人権推進課長　先ほど古沢委員から御質問があった件でございますが、大変申し訳ございません。支部がある市町村では補助金を出しているということですが、詳しいところの何支部があっていうところが回答ができないと言いますか、各市町村においてどこに出しているというところまでの集計がされておりませんので、お示しすることができませんでした。申し訳ありません。

○福原生活安全課長　先ほど滝田委員から御質問いただいた放置自転車の撤去数と返還

数ということで、令和６年度の撤去が２９９台、返還が１００台となっております。
○滝田委員　ありがとうございます。
○目黒委員長　それでは引き続き、説明願います。
○中西課税課長　課税課でございます。ページは９８ページになります。１目税務総務費につきましては、課税課、納税課の職員合わせて５０名の職員人件費及び固定資産評価審査委員３名の報酬等となります。９９ページをお願いいたします。つづきまして、２目賦課費となります。固定資産税関係事業の１節報酬につきましては、固定資産税の賦課業務の事務補助をお願いしている会計年度職員の報酬となります。１２節委託料の税務地図情報システム委託料は、固定資産税を賦課するためのデータベース、地図情報に地番や家屋の最新情報を加除修正を行うための業務、また、時点修正委託料は、固定資産の地価動向を修正するため、不動産鑑定士協会に調査業務を委託したものとなります。１３節使用料及び賃借料につきましては、新築家屋を評価する家屋評価計算システムで、５年契約でのシステム一式の賃借料となります。つづきまして、土地評価事業の１２節委託料につきましては、土地評価委託料として土地の評価替えに向けて、路線価を算出するために調査分析を委託したものとなります。市民税関係事業としては、１節報酬につきましては、市民税に係る賦課業務の事務補助及び証明書発行の窓口業務等をお願いしている会計年度職員の報酬となります。１００ページをお願いします。１２節委託料の電算委託料につきましては、市県民税の賦課決定を行う上で必要な国からの確定申告書データを、市・県民税課税システムに読み込む作業の委託料となります。つづきまして、１８節負担金補助及び交付金の負担金の主なものとして、地方税共同機構負担金は、市民税や償却資産などの電子申告システム、エルタックスの管理運営に係る負担金となっております。つづきまして、軽自動車検査情報システム・サービス利用負担金としましては、地方税共同機構が令和５年１月からスタートさせたシステムで、軽自動車の購入者がオンラインで軽自動車の登録ができるほか、市がこのシステムに納税情報を登録することで、検査機関で納税データを確認することができるようになり、継続車検を受ける際、納税証明書の提出が不要となり、手続の軽減を図るためのシステムの負担金となります。つづきまして、ご当地ナンバープレート作成拡大事業となります。１０節需用費の消耗品につきましては、市のＰＲや郷土愛の醸成を図る目的で５０ｃｃ以下の原動機付き自転車のつちまるデザインのナンバープレートを導入し、好評をいただいていることから、現在９０ｃｃ、それから１２５ｃｃの原動機付き自転車まで拡大しまして、今回１２５ｃｃのピンク色のナンバープレートを作成した経費となります。最後となりますが、物価高騰対応重点支援給付金給付事業となります。定額減税をしきれないと見込まれる方に対し、調整給付金を給付するための経費となり、申請書類の発送、対象者抽出のための電算業務、人材派遣会社の手数料などを支出したもので、対象者約２万３，０００人に給付金の支払を行ったものとなります。課税課は以上となります。
○萩島納税課長　納税課です。３目徴収費について説明をさせていただきます。それでは、事業ごとに主なものを説明させていただきます。はじめに、収納関係事業でござい

ますが、市税等の収納に係る経費でございます。１節報酬及び８節旅費につきましては、会計年度任用職員に対するものでございまして、３名分の報酬及び通勤手当となってございます。１０節需用費は、事務用消耗品費や公用車２台分の燃料費、納付書用の封筒などの印刷製本費でございます。１１節役務費については、コンビニエンスストア収納手数料や郵便振替手数料、口座振替手数料など収納に係る手数料のほか、指定金融機関へのデータ処理に係る収納事務手数料やＷＥＢ口座振替システム手数料などでございます。１２節委託料につきましては、電話催告等を行う市税コールセンターの委託料でございます。１８節負担金につきましては、土浦税務署が所管する納税貯蓄組合連合会の負担金や、市税滞納で徴収困難な案件を移管している茨城租税債権管理機構への負担金、軽自動車の環境性能割の茨城県への徴収負担金でございます。１０１ページをお願いいたします。２２節償還金利子及び割引料は、市税の過誤納還付金１，８３９件分でございます。不用額が生じているのは、３月末を迎えないと支出額が確定しないため、減額補正を行わなかったものでございます。つづきまして、ふるさと土浦応援寄附事業、本市で実施しております、ふるさと納税事業に係る経費でございます。１節報酬及び３節職員手当等については、１名分の会計年度任用職員に対するものでございます。１１節役務費は、手数料が主なものとなっておりまして、寄附の窓口となるポータルサイトへのシステム利用の手数料でございます。１２節委託料は、中間事業者と中間事業者で取り扱えないポータルサイト、さとふるへの委託料で、寄附の受付や受領証明書の発行、返礼品の購入、発送などを委託し事業を行っております。２５節寄附金は、愛媛県今治市の林野火災に対する災害支援代理寄附でございます。つづきまして、債権管理事業でございます。私債権など、市税以外の債権を管理するための経費となっております。８節旅費は、職員１名が債権管理に関する研修に参加したことに伴うものでございます。３目徴収費についての説明は、以上でございます。

○菊田市民課長　市民課でございます。３項１目戸籍住民基本台帳費です。戸籍住民基本台帳費は、市民課内の業務運営に要する経費です。それでは、主なものにつきまして御説明させていただきます。職員人件費について、２節給料から４節共済費までは市民課正職員２５人分の人件費です。戸籍住民基本台帳関係事業について、１節報酬、３節職員手当等は、市民課窓口やパスポート窓口等に従事する会計年度任用職員１４人分の人件費です。１０２ページをお願いいたします。１０節需用費のうち消耗品費の主なものとしては、出生及び婚姻の届出を出された方に贈呈しております、お祝いメッセージ付きフォトフレームの購入代金及びプリンタのトナー等の購入代金です。修繕料については、手数料等の収納レジ、市民課に２台、支所と出張所に５台、そして収入印紙、証紙券売機が市民課に１台ございます。これらに係る新紙幣対応の修繕を行っております。当初予算の際には、先が見えない中での見積額が大きかったのですが、結果として８８万２，２００円で対応できたことから、不用額が３７７万円ほど出ておりまして、需用費の不用額４０８万９，０００円の大部分を占めております。１１節役務費は、郵便局における証明書発行やマイナンバーカードを利用しての証明書等のコンビニ交付に係る事務手数料等です。１２節委託料は、各種システムの保守委託等、定例的な委託料です。

１３節使用料及び賃借料は、本庁及び各支所、出張所に配置してあるコピー機等の使用料及び借上料のほか、戸籍情報総合システムのハードウェア・ソフトウェアの使用料等です。１７節備品購入費は、自動契印綴じ機を２台購入しております。１８節負担金補助及び交付金のうち負担金については、水戸地方法務局土浦支局管内７市町村で組織する土浦戸籍協議会への負担金及び住民票等の証明書コンビニ交付に係る地方公共団体情報システム機構への負担金となります。戸籍等氏名の振り仮名追加事業について、戸籍法の改正により、氏名の振り仮名が戸籍の記載事項に追加されまして、法施行日の本年５月２６日を基準とした戸籍に記載される振り仮名の通知書を本年７月２５日に送付し、届出の受付、戸籍への記載を行うなど、事務を進めております。１節報酬、８節旅費は、戸籍等氏名の振り仮名追加事業に従事する会計年度任用職員１人分の人件費です。１０節需用費の消耗品費は、準備用消耗品の購入費です。なお、この事業の中で１１節役務費の掲載はございませんが、左の１１節役務費の枠の中で、繰越明許費６２４万８，０００円とありまして、これは国の補助金申請の関連で振り仮名確認通知書の郵送に係る費用を令和６年度に補助申請を行うこととして、委託料から流用をした上で令和７年３月議会で繰越明許費の予算措置をしたものです。１２節委託料は、国補助金の関連で繰越明許費が生じております。一つ目の戸籍情報システム改修委託料は、戸籍の氏名振り仮名を追加するに当たってのシステム改修、二つ目の戸籍情報総合システム保守委託料は、戸籍を管理する戸籍情報総合システムに係る保守料の端末追加２台分です。三つ目の住基システム改修委託料及び四つ目の戸籍附票システム保守委託料はいずれも、戸籍の氏名振り仮名関連のシステム改修について、国の仕様に合わせて予算を令和５年度から令和６年度へ全額繰り越して執行したものです。また、１２節委託料の枠の中の繰越明許費４００万４，０００円につきましては、役務費の繰越明許費と同様に、国の補助金申請の関連で、振り仮名確認通知書作成委託に係る費用を令和６年度に補助申請を行うこととして、令和７年３月議会で繰越明許費の予算措置をしたものです。１３節使用料及び賃借料は、当該事業のために増設した戸籍情報総合システムのハード・ソフトのシステム使用料です。マイナンバー関係事業について、１節報酬、３節職員手当等、８節旅費は、マイナンバーカード関係事業に従事する会計年度任用職員１６人分の人件費です。１０節需用費のうち消耗品費は、マイナンバーカード事務用品です。１１節役務費は、マイナンバーカードの申請受付や交付で使用するタブレット端末の通信費です。１０３ページをお願いします。１２節委託料で二つ目のコンビニ交付システム管理委託料は、個人番号カードを利用した証明書、住民票、印鑑登録証明書、税証明書のコンビニ交付システム管理を茨城計算センターに委託しており、令和６年度中の証明書のコンビニ交付件数は３４，８９１件で、前年度比１３．５％増となっており、年々増加しております。１３節使用料及び賃借料は、本庁及び各支所、出張所に配置してある統合端末及び住民基本台帳システム用コンピュータ等機器の借上げ料です。キャッシュレス決済事業について、１１節役務費は、キャッシュレス決済の通信費及び事務手数料です。最後に、備考欄に実績としては計上されていないものですが、１０２ページの一番左上で、予算現額の下で繰越明許費１，０２５万２，０００円があります。これは、戸籍等氏

名の振り仮名追加事業に係るもので、先ほども役務費及び委託料で触れましたが、国が令和６年度補正予算で、振り仮名確認通知書作成及び郵送に係る費用について補助金の交付決定を行う方針を示してきたことから、迅速に対応するため、令和６年度中の交付決定を受けて事業を進めることとしたもので、通知書作成委託料及び郵送料につきまして、年度の内に事業が完了しないことから予算を繰り越したものです。市民課からの説明につきましては以上でございます。

○北島総務課長　総務課でございます。１０３ページの２目住居表示整理費の住居表示整備事業につきましては、住居表示地区の住居表示板の交付のほか、市内１１５か所に設置してある街区案内板の維持管理に係る経費です。１０節需用費の消耗品費は、新築家屋等に設置する町名表示板、住居番号板などの購入経費となっております。１１節役務費は、支柱等の腐食などにより老朽化が進んだ２か所の町名標識板の撤去に係る費用になります。つづきまして、４項選挙費、１目の選挙管理委員会費です。職員人件費については、選管職員２名分の給料等でございます。つづきまして選挙管理委員会運営事業は、選挙管理委員会運営に関する経費でございます。１節報酬は、条例に基づいて例月支出している委員４名分の報酬です。１２節委託料は、投票箱など選挙備品を保管している国分町倉庫の機械警備と周辺の環境整備に関連する委託となっております。１７節備品購入費は、国分町倉庫内に設置した棚など什器類の購入に係る支出でございます。平置きしていた物品を搬入搬出の効率化と有効活用を図るために、棚を設置したものでございます。１０４ページ下段をお願いします。４目は衆議院議員選挙費でございます。昨年実施しました衆議院議員選挙に伴う経費で、解散に伴う選挙ということで、緊急に措置する必要が生じたため、１０月９日付けで専決処分を行ったものでございます。１節報酬、３節職員手当等及び７節報償費は、選挙事務に従事した職員への手当や５０か所の投票所に従事する投票立会人への報酬など、人件費が主なものです。１０節需用費の消耗品費は、市内３４０か所に設置しました立候補者ポスター掲示板の購入費用のほか、横断幕やのぼり旗など啓発物品や投開票所での消耗品代となっております。１１節役務費の通信運搬費は、投票所入場券の郵送料、手数料は投票用紙の読取分類機など使用機器の点検手数料、選挙公報の新聞折込手数料などとなっております。１２節委託料は、３４０か所に設置するポスター掲示板の設置及び撤去に関するものや、選挙執行に関連する電算業務として、有権者の名簿作成、投票所入場券作成、パソコンによる投票者管理など茨城計算センターへの委託している電算業務等委託料などでございます。１３節使用料及び賃借料は、開票集計システム使用料のほか、投開票所で使用するテーブル、椅子などの備品の借上料のほか、イオン、ピアタウン期日前投票所の施設使用料と当日投票所として借用した各地区の公民館などの会場借上料などとなっております。１０５ページ下段の５項統計調査費、１目統計調査総務費でございます。職員人件費は、統計担当職員２名分の給料等でございます。統計管理事業は、主に長年、統計調査に従事した統計調査員に対する市長表彰に係る経費と県統計協会への加入負担金です。７節報償費は、市長表彰の対象となる４名の統計調査員に係る記念品の購入費用です。統計調査員として１０年以上従事し、１０回以上調査業務に携わった方が表彰の対象になり

ます。１０６ページ中段をお願いします。２目国基幹統計調査費の国基幹統計事業につきましては、令和６年度に実施した四つの統計調査に係る経費となっております。１節報酬は、全国家計構造調査、農林業センサスにおいて調査を実施した際の調査員等の報酬です。１０節需用費の消耗品費は、住宅地図やコピー用紙購入などでございます。
説明は以上となります。
○藤井監査委員事務局長　監査委員事務局でございます。１０７ページ、下段をお願いいたします。６項監査委員費の１目監査委員費につきましては、監査事務に係る経費でございます。主なものについて説明させていただきます。備考欄の職員人件費につきましては、事務局職員４人分の人件費です。つぎに、監査事務事業の１節報酬につきましては、監査委員２人分の報酬です。１２節委託料は、都和公民館屋上防水・外壁改修工事について、工事監査を実施した際の委託料です。１８節負担金補助及び交付金の負担金については、備考欄に記載の各都市監査委員会負担金と事務局職員が監査事務の講座を受講した際の負担金です。説明は以上でございます。
○目黒委員長　ここまでで、御意見、御質問はございますでしょうか。
○篠塚委員　１００ページのコールセンター委託料９６４万９，２００円なんですが、コールセンターは令和６年度で終わると聞いたような気がするので、これで終わったとき今までの徴収につながってる効果等が分かれば教えていただきたいのと、今後は嘱託職員でやるというようなお話だったのですが、それで間に合うのかどうかお伺いします。
○萩島納税課長　コールセンターにつきましては、平成２３年度に市税滞納一掃アクションプランに基づきまして、コールセンターの委託を開始しまして、おっしゃるように令和６年度で委託は終了しております。主にこちらからの電話催告による架電や催告書の送付などを行っておりましたが、コロナのときなどはなかなか架電業務のほうが困難であったと聞いております。常時４名で電話催告をやっておりましたが、今年は３名会計年度任用職員を任用しまして、今年は電話催告以外にも受電業務ですね、外からの問合せ等の電話が掛かってきたものについても対応しております。それ以外は同じように電話催告とか納付書の送付も行っているんですが、受電業務を追加したことで職員の電話対応の時間が少なくなりまして、今年度はできるだけ滞納、徴収率のほうも令和６年度下がってしまいましたので、今年度は滞納処分のほうに力を入れられるような形で今頑張っているところでございますのでよろしくお願いいたします。
○篠塚委員　コールセンター業務は一定の効果を上げたということで、より効率が良い方法に変えたという理解でよろしいですかね。
○萩島納税課長　おっしゃるとおりでございます。
○篠塚委員　１０１ページのふるさと土浦応援寄附事業の手数料と委託料なんですが、手数料と委託料を支払っている業者は何社ぐらいなんでしょうか。
○萩島納税課長　手数料につきましては、楽天とかふるなびとか含めまして９社、委託料につきましては、さとふる１社と新潮プレスという会社が手数料を支払っている９社の取りまとめ、在庫管理等を行っておりまして、その２社に委託料を支払っております。
○奥谷委員　１０４ページから１０５ページにかけての衆議院議員選挙費の中で分から

ないので教えてもらいたいのですが、１０５ページの委託料の中で、ポスター掲示場設置の撤去委託料とかですね、電算委託料は分かるんですが、電話交換委託料というのはどのような委託料なのか、この期間だけ交換手の人数を増やして対応しているということなのかその辺を教えてもらっていいですか。
○北島総務課長　おっしゃるとおり、当日と前日ですね、選管の事務所のほうに２名ほど交換業務という形で従事していただいております。
○奥谷委員　その期間だけということで、期間が終われば委託がなくなるということですね。
○北島総務課長　おっしゃるとおりです。
○目黒委員長　ほかにいかがでしょうか。
（「なし」という声あり）
○目黒委員長　それでは引き続き、説明願います。
○福原生活安全課長　生活安全課でございます。１２２ページをお願いいたします。３款民生費、１項社会福祉費、７目消費者行政費でございます。消費者行政費は、専門知識を持った相談員による消費生活に関する相談業務や消費者被害防止の啓発に関する事業費でございます。一つ目の職員人件費は、消費生活センター職員２名分の人件費でございます。二つ目の消費者保護対策事業でございます。１節報酬は、消費生活相談員３名分と会計年度職員１名分の人件費でございます。７節報償費は、消費者と行政を結ぶ役割を担う消費生活モニター１０名の謝礼でございます。１０節需用費の消耗品費は、啓発用のリーフレットなどの購入費でございます。１２節委託料は、消費生活展の開催に際し、土浦市消費生活連絡協議会に開催委託したものでございます。説明は以上です。
○草間環境衛生課長　環境衛生課でございます。１５３ページをお願いいたします。４款衛生費、２項環境衛生費でございます。１目環境衛生総務費の環境衛生事業、こちらは環境美化や害虫駆除、生活排水対策などに係る経費でございます。それでは、以下全て主な節、項目について御説明いたします。１２節委託料の下水溝清掃委託は、生活雑排水の一部が道路側溝へ流入し、悪臭が発生した２か所の清掃。空き地草刈委託は、市が空き地の所有者から委託を受け行ったもの２８件分。また、スズメバチ駆除委託は、住宅に発生したスズメバチの巣の駆除を行ったもの４１７件分でございます。１８節負担金補助及び交付金のうち、補助金の合併処理浄化槽設置事業補助金は、高度処理型浄化槽の設置に対する補助３基分。単独処理浄化槽撤去事業補助金は、単独処理型浄化槽の撤去及び宅内配管工事に対する補助２件分でございます。なお、これらの浄化槽補助金は、当初予定より申請が少なかったことから減額補正をしております。つづきまして、２目斎場費でございます。斎場維持管理事業は、市営斎場の管理運営費用でございます。１２節委託料は、施設の運営に係る指定管理料でございます。この委託料につきましては、施設の運営経費見込額から火葬場や式場などの利用料金収入の見込額を差し引いて算出しておりますが、運営経費の多くを占める電気、ガスの価格につきましては、昨年度も高水準で推移していましたことから、指定管理者の施設運営が困難な状況となったため増額補正をしております。１３節使用料及び賃借料のシステム使用料は、葬祭業者

がインターネット予約などを行う際の案内システムの使用料でございます。１４節工事請負費は、主燃炉のバーナーコンバスターと台車ブロック、インバーター交換工事を行ったもののほか、突発的に故障した式場１の空調設備改修工事を行ったものでございます。この空調設備改修工事は当初予算に計上しておりませんでしたが、斎場利用者のため早急に修繕が必要であったことから、予備費より充用して執行しております。つづきまして、３目市営霊園費でございます。霊園管理事業は、市営霊園４か所の管理費用でありまして、霊園内の草刈りやごみの回収のほか、管理に必要な施設修繕などを行っております。１２節委託料は、シルバー人材センターによる霊園管理業務をはじめ、ごみの回収や園内の清掃、草刈りなど、１５４ページにかけて記載の業務を委託したものでございます。２２節償還金利子及び割引料は、墓地区画の返還に伴う永代使用料１件分と管理料２０件分の還付をしたものでございます。つづきまして、３項清掃費でございます。２目ごみ処理費のごみ処理対策事業は、ごみや資源物の収集運搬に係る経費でございます。１節報酬は、廃棄物減量等推進審議会の委員等報酬のほか、非常勤職員２名分の経費でございます。８節旅費は、能登半島地震における環境省からの人的支援要請に伴い、職員２名を富山県高岡市内で活動させるため必要となった旅費でございますが、当初予算に計上していなかったため、予備費から充用して執行しております。１０節需用費のうち消耗品費は、不法投棄防止の啓発看板やボランティア清掃袋などの購入費用、印刷製本費は日本語ほか７か国語の多言語版ごみ分別マニュアルや粗大ごみ処理券などの印刷費用でございます。１１節役務費の手数料は、指定ごみ袋取扱店や粗大ごみ処理券取扱店へ支払った手数料などでございます。１２節委託料は、家庭から排出されるごみや資源物の収集運搬をはじめ、１５５ページにかけて記載の各種ごみ処理に係る業務を委託したもののほか、指定ごみ袋の製造など記載の業務を行ったものでございますが、ごみ袋の製造枚数が見込みを下回ったことから一部減額補正をしております。１８節負担金補助及び交付金のうち負担金の新治広域事務組合施設解体費用負担金は、かすみがうら市にありました環境クリーンセンターの解体工事に係る負担金でございまして、本市も旧新治地区のごみを環境クリーンセンターへ搬入しておりましたことから、事務組合の構成市であるかすみがうら市、石岡市との協定に基づき、解体工事に係る費用を負担しているものでございます。つづきまして、リサイクル推進事業は、ごみの減量化やリサイクルに係る経費でございます。７節報償費は、各地区の資源物集積場から収集しました缶、ビン、古布など資源物の分別収集事業に対する還元金と廃品回収を実施したこども会８６団体に対する廃品回収事業奨励金の経費でございますが、回収量が減少したことに伴い減額補正をしております。１０節需用費のうち消耗品費は、分別収集用のかごやコンテナのほか、ネットバッグなどの購入費用でございます。１２節委託料は、ペットボトルや容器包装プラスチック、生ごみなどの再資源化に係る各種業務を行ったものでございます。１８節負担金補助及び交付金のうち補助金の生ごみ処理容器購入費補助金は、電気式処理容器８１基、コンポスト容器３６基、ＥＭぼかし容器２１基の合計１３８基分の補助金でございます。つづきまして、ごみ処理施設検討調査事業でございます。こちらの委託は、令和５年度から６年度にかけ２か年で実施した業務で、

安定的なごみ処理の継続に向けた方向性検討を進めるための基礎データの整理や、施設整備のケース調査などを行ったものでございます。つづきまして、３目し尿処理費のし尿処理対策事業は、御家庭のくみ取り便槽からのし尿収集などに係る経費でございます。１１節役務費の手数料は、し尿くみ取り券の取扱店に支払った販売手数料、１２節委託料の１５６ページに記載のし尿くみ取り委託は、市内全域のし尿収集と汚泥再生処理センターへの搬入を委託しているものでございます。つづきまして、４目汚泥再生処理センター費の汚泥再生処理センター維持管理事業は、施設の維持管理や運営などに係る経費ですが、令和５年度から効率的、効果的な施設運営を行えますよう、施設の運転管理をはじめ、設備の保守管理や薬品、用役の調達に至るまで、関連業務を一括して５年間委託する長期包括的運営管理委託を導入しております。１２節委託料は、その長期包括的運営管理委託のほか、長期包括業務の実施状況を監視するため、第三者のモニタリングなどを委託して行ったものでございます。つづきまして、５目清掃センター費は、清掃センターと最終処分場の施設運営に係る経費でございます。はじめに、清掃センター維持管理事業でございます。１０節需用費のうち消耗品費は、焼却処理などに必要な重金属固定剤や塩化水素除去に必要な高反応消石灰など工業薬品類のほか、各種機器の管理用部品購入が主なものでございます。光熱水費でございますが、支払った電気料金が当初予算額を下回ったことにより減額補正をしております。修繕料は、施設の機器の修繕や車両修繕などを行ったものでございます。１２節委託料は、ごみの焼却や粗大ごみの処理など、施設の運転管理業務をはじめ、各種法定検査や保守点検などに係るもので、１５７ページにかけて記載の２６件の業務に係る経費でございます。こちらの委託料は、入札差金等が生じたことにより減額補正をしております。１４節工事請負費は、清掃センターが円滑な廃棄物処理を継続するため必要な定期整備工事などを行ったものでございます。なお、令和５年度からの繰越額５２３万円につきましては、令和５年度から昨年度にかけて２か年の継続費を設定し、回転式破砕機及び排出コンベア外付帯設備更新工事を施工しましたが、令和５年度は工事の出来高がなく、支払いもなかったことから、令和５年度の年割額５２３万円全額を逓次繰越し、昨年度支払ったものでございます。また、翌年度繰越額の３８５万円は一般補修工事におきまして、３号炉の温水発生用送風インバーターが１２月、突発的に故障したため、分解整備の緊急工事を契約しましたが、インバーターの部品入荷が間に合わず、年度内に工事が完成しなかったことにより、３８５万円全額を今年度に繰り越したものでございます。１５８ページ、２６節公課費の汚染負荷量賦課金は、公害健康被害補償法の規定に基づき、硫黄酸化物を排出しているごみ焼却施設などに対しまして、その排出量に応じた汚染負荷量賦課金の負担が求められていることから、当清掃センターにおいても負担をしているものでございます。つづきまして、清掃センターごみクレーン外整備事業でございます。１２節委託料は、昨年度から来年度にかけて３か年の継続費を設定し、ごみクレーン外整備工事を進めておりますが、昨年度発注しました工事監理業務委託におきまして、年割額と年度内支払額の２６万７，３００円に差額が出たため、当該差額の２万９，７００円を逓次繰越したものでございます。つづきまして、最終処分場維持管理事業でございます。１０節需用

費のうち消耗品費は、水処理などに必要な工業薬品類、施設管理用資材購入が主なものでございます。１２節委託料は、水処理施設の運転管理をはじめ、各種法定検査や保守点検、焼却灰の外部処理など、記載の１２件の業務に係る経費でございます。なお、焼却灰運搬処理委託料は、清掃センターから排出される焼却灰を民間施設に運搬処理することで、資源化を図っているものでございますが、焼却灰の排出量が当初予定より減少したことから減額補正をしております。１４節工事請負費の１５９ページにあります一般補修工事は、調整槽第一室の送水管更新工事など、３件の工事を実施したものでございます。最後に、最終処分場埋立地基幹整備事業でございます。１２節委託料は、埋立ての進捗度合いを正確に把握するため必要な残余容量の調査業務を行ったものでございます。調査時点におきまして、６９．８％、約７割の埋立てとなっております。環境衛生課は以上でございます。

○鈴木環境保全課長　環境保全課でございます。決算書１５９ページ下段になります。４項環境保全対策費をお願いいたします。内容につきましては、備考欄にあります事業ごとに説明いたします。はじめに、環境政策事業です。主に土浦市環境基本計画の推進に係るもののほか、地球温暖化対策、省エネ法におけるエネルギー使用量の管理などを目的としております。１２節委託料につきましては、土浦市環境展をはじめとした環境施策を市民協働のもと推進するため、土浦市環境基本計画推進協議会に委託している環境基本計画推進委託料や、土浦駅東口周辺の歩道上の電柱にたむろするムクドリを排除するため、シルバー人材センターに委託しているムクドリ防除委託料、つーチャンＥＭＳに関する環境マネジメントシステム監査委託料、省エネ法集計システム見直し委託料となっております。なお、左側から二つ目の枠内にあります翌年度繰越額、繰越明許費につきましては、企業版ふるさと納税によるプロジェクト研究の委託料で、今年度実施しているところでございます。つづきまして、ページ一番下の住宅用環境配慮型設備導入補助事業です。１６０ページをお願いします。１８節負担金補助及び交付金です。この事業は、太陽光発電と連携している蓄電システムの設置費用を補助するもので、１件当たり５万円、計２４件分を補助したものとなっております。つづきまして、環境対策事業です。主に公害防止対策を目的としております。１２節委託料です。一つ目の公共用水域及び工場事業場等水質分析委託料は、霞ケ浦及び流入河川等の水質、特定施設を有する排水基準適用工場及び公害防止協定締結事業場等から排出される工業用水の水質分析を行ったものです。四つ目の緊急水質事案対応委託料につきましては、昨年発生しましたアオコ対応として、船舶によるかくはんを行ったものです。つづきまして、霞ケ浦水質対策事業です。こちらは霞ケ浦の水質浄化対策などを目的とした事業となります。１１節役務費の手数料は、廃食用油を回収するためシルバー人材センターに依頼した手数料となっております。１２節委託料は、沖宿町にあります生活排水路浄化施設の管理委託料となります。１３節使用料及び賃借料は、環境教育に係る船舶や会場の借上げ料等となります。１８節負担金補助及び交付金のうち負担金は、霞ケ浦流域２１市町村で構成している霞ケ浦問題協議会への負担金、補助金は土浦市家庭排水浄化推進協議会に対する補助金となっております。つづきまして、不適正残土事案対策事業です。１０節

需用費の消耗品につきましては、啓発用の看板等の作成費用となります。環境保全課は以上となります。
○目黒委員長　ここまでで、御意見、御質問はございますでしょうか。
○篠塚委員　１５４ページの市営霊園費についてですが、歳入のところでも収入未済額が多くて、何件かあったと思うんですが、管理をしていく中で、もうお墓はいらないよと、永代使用料も払わないという方が多くなってきたと思うんですが、それをどうするかっていうのを今後検討していかないといけない時期にきてるのかと思います。ただ墓石を撤去しても、遺骨は残りますのでその遺骨をどう処理していくかということで、土浦市では合祀施設がないので、例えば今泉霊園に合祀施設を作るとか、今後そのようなことを考えていかないといけないのかと思いますので、これに関してはどうでしょうか。管理不能の墓地がたくさんあると思うのですがどうなんでしょうか。
○草間環境衛生課長　篠塚委員からの御意見ということで、確かに年々墓地の返還なども件数が増加しているような状況でございます。そのうち使用者の方が亡くなったり、あるいはその相続が放棄されたりといった案件もございます。そういったものが無縁仏化して、霊園管理料の滞納につながってきているということも事実でございます。市といたしましても、そういったものを解消するためには、やはり合葬式墓地のようなものが必要ではないのかなということと、あと一つは霊園条例とかそちらの条例のほうも改正した上になるかとは存じますけれども、お墓を申し込む際に、例えば管理ができなくなって管理料が納入されなくなって何十年経ったときには、もうそこの権利を放棄しますというような一筆を入れてもらうだとか、そういったことも踏まえながら、合葬式墓地の検討については進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。
○篠塚委員　ありがとうございます。この件は、できれば指摘事項に入れていただければと思いますのでよろしくお願いします。
○古沢委員　１５３ページの環境衛生総務費の中で、空き地草刈委託料とありますよね。これは市のほうで雑草が生えているからぜひ刈るようにと言っても応じないので、市のほうで刈りますよっていうことなんですか。無理矢理刈らせることはできないでしょうから。
○草間環境衛生課長　ただ今の御質問にお答えいたします。市のほうで現地調査を行いまして、雑草が繁茂していると判断した土地所有者等に対しましては、草を刈ってくださいというような依頼文をお送りしております。その中で、一部遠方の方などに対しまして、現場状況にもよるのですが、もしできない場合は、これだけのお金を支払ってもらえれば、市のほうで業者に委託して草刈することもできますので、その場合はこの申請書に記載してこちら宛に送ってくださいというような手続をすることがございます。それに基づいて市が土地所有者等から委託を受けて実施したものでございまして、この支出額と全く同額が歳入のほうで入ってきているというような状況でございます。
○古沢委員　依頼状の中に今言ったようなことをついでに記述するってことはできないんですか。
○草間環境衛生課長　適正な管理をお願いしますという通知と一緒にですね、お送りし

ている状況でございます。
○古沢委員　これは市役所が頼んだとしても強制はできないもんね。それからですねごみ処理に関して、西根の林の中に随分ごみが捨てられてるんだよね。あれどうにかなりませんかね。他人の土地だから手出しできないということなんでしょうか。
○目黒委員長　今の質問は趣旨から外れていますので意見とさせていただきます。
○古沢委員　ちなみに、先ほど清掃センターのごみ焼却量が減ったと言ってましたけどどのくらい減ってるんですか。
○草間環境衛生課長　その件については、この後のその他の事項で報告したいと思いますのでよろしくお願いいたします。
○古沢委員　それから火葬の料金、市内と市外の方では違いますよね。具体的にはどのくらいなんですか。
○草間環境衛生課長　市内の方は５，０００円、市外の方は５万円でございます。
○栁澤委員　１５９ページの備考欄で負担金の鹿嶋市環境保全協力金といったものがありますけれども、これは焼却灰を更に再処理するための施設を利用するのに必要な登録料といったようなものでしょうか。
○草間環境衛生課長　これは、鹿嶋市に新日本電工という民間の施設がございまして、そちらに焼却灰を搬入しておりますけれども、鹿嶋市に搬入する際に、鹿嶋市に負担金として、そのボリュームに応じて支払っているものでございます。
○栁澤委員　ありがとうございます。今ボリュームに応じてとありましたが、今出している焼却灰の量というのは増えているのでしょうか。それと一緒に聞きたいんですけれども、この運ぶ際の運搬費などは、どの項目に含まれているのでしょうか。
○草間環境衛生課長　焼却灰の運搬についてでございますが、土浦市におきましては、焼却灰を三つの民間施設に運搬しているところでございまして、それぞれの民間施設においても土浦市からは年間これだけの量は受け入れられますよというふうに、事前に調整をした上で、こちらから搬出しているというような状況でございます。運搬処理に関する費用でございますが、１５８ページの最終処分場維持管理事業の委託料の一番下、清掃センター焼却灰運搬処理委託料、こちらの金額がその委託料になっております。
○目黒委員長　ほかにいかがでしょうか。
（「なし」という声あり）
○目黒委員長　それでは引き続き、説明願います。
○持丸消防総務課長　１９７ページをお願いいたします。８款消防費、１項消防費、１目常備消防費は消防職員に係る経費でございます。常備消防費補正、予備費支出及び流用増減について御説明いたします。補正予算額の内容は、職員人件費について、人員増に伴う補正と、人事院勧告に準じた給与条例の改正により、給料月額及び期末勤勉手当支給割合が引上げとなったことに伴う補正、かすみがうら市との対等相互交流に伴う人件費負担金の補正の計３回補正をしたところでございます。また、救急資機材整備事業について、寄附金の受入れに伴い１２月議会において備品購入費の補正をしたところでございます。右側の備考欄を御覧いただきまして、主なものについて御説明いたします。

職員人件費の２節給料、３節職員手当等、４節共済費は、２０７名分の人件費でございます。つぎに、消防管理事業の１節報酬、３節職員手当等、８節旅費は、会計年度職員２名分の経費でございます。１３節使用料及び賃借料は、本部５署で使用している複写機使用料、清掃用具使用料、隔日勤務者用の寝具借上料でございます。消防総務事業の１節報酬は、労働安全衛生法に基づき選任された産業医１名分の報酬でございます。８節旅費は、消防大学校、茨城県消防学校の研修派遣に伴う旅費でございます。１０節需用費は、消防職員用の被服などの経費でございます。１９８ページをお願いいたします。１１節役務費、手数料は職員の抗体検査及びワクチン接種に係る手数料などでございます。１２節委託料は、職員の隔日勤務者が受診した健康診断委託料でございます。１８節負担金補助及び交付金のうち負担金は、茨城県立消防学校派遣研修負担金を始めとした１４件分でございます。その下の補助金、職員資格取得助成金は、消防職員が大型自動車運転免許を取得するための事業で限度額が一人５万円であり、５名の職員が活用いたしました。つぎに、警防救急事業、８節旅費は救急救命士養成研修所入校に伴う旅費でございます１０節需用費の消耗品費は、医療用酸素、感染防止着等でございます。１１節役務費の手数料は、油圧救助器具、潜水器具等の保守点検、救急救命士の特定行為時の指示料、保険料は消防業務賠償保険料でございます。１３節使用料及び賃借料は、市内の公共施設に設置しておりますＡＥＤの借上料でございます。１７節備品購入費は、ドローンの購入費でございます。つぎに、１９８ページ下段から１９９ページ上段にかけての１８節負担金補助及び交付金の職員研修出席負担金は、救急救命士養成などに伴う負担金でございます。救助資機材整備事業の１０節需用費は、救助用胴長１２着分の購入費でございます。１７節備品購入費は、救助用化学防護服２着分の購入費でございます。救急資機材整備事業１０節需用費は、感染防止着等の購入費でございます。１７節備品購入費は、救急資器材ＡＥＤトレーナーの購入費でございます。消防予防事業の１１節役務費は、予防技術検定料等でございます。１７節備品購入費は、各年での予防広報用ＤＶＤの購入費でございます。１８節負担金補助及び交付金の負担金は、危険物事故事例セミナーの負担金、その下段になります補助金の土浦市幼少年女性防火委員会運営補助金は、防火防災組織の育成のために活用する補助金でございます。１目常備消防費の説明は以上でございます。

○堀越警防救急課長　２目非常備消防費は、消防団に係る経費でございます。補正予算額につきましては、消防団員の退職者が当初の見込みより増えたことから増額補正し、退職報償金を支給したものでございます。このほか、新入団員用被服購入費は、当初の見込みより入団者が少数であったことから減額補正したものでございます。つづきまして、備考欄の消防団管理事業を御説明いたします。１節報酬は、消防団員の年額報酬費と出動報酬費でございます。７節報償費は、退職団員の退職報償金のほか、表彰に関する物品の購入費等でございます。１０節需用費は、消耗品費として制服などの被服購入費等でございます。１２節委託料は、健康診断の委託料でございます。１３節使用料及び賃借料は、車庫用地２件分の賃借料と出初式で使用するクラフトシビックホール土浦の会場使用料でございます。１８節負担金補助及び交付金は、負担金補助が消防団員等

公務災害補償等共済基金掛金ほか５件でございます。２００ページをお願いします。交付金は、土浦市消防団運営事業交付金でございます。２目非常備消防費の説明は以上でございます。

○持丸消防総務課長　消防総務課です。２００ページ中段をお願いします。３目消防施設費は、消防庁舎、施設、車両等に係る経費でございます。消防施設費補正予算額、継続費及び繰越事業費繰越額、予備費支出及び流用増減について御説明いたします。補正予算額の内容は、消防庁舎整備事業について、新庁舎の建設候補地が決定したため、９月議会において土地評価業務鑑定を行うために役務費の補正をしたところでございます。また、測量調査について実績に応じて３月議会において委託料の減額補正をしたところでございます。消防施設関係事業について、当初の想定よりも高額な修理費用を要した車両があったため、今後の修繕予定に不足が見込まれる修繕料について、１２月議会において補正をしたところでございます。３月議会にて、水道消火栓付替工事の実績に応じた減額、茨城消防救急無線・消防指令センター運営協議会負担金の減額補正でございます。継続費及び繰越事業費繰越額は、令和５年度から繰り越した防火水槽解体に係る工事費でございます。予備費支出及び流用増減は、事故発生に伴う緊急車両修繕及び消火栓本体の破損を緊急修繕するための予備費充用でございます。なお、繰越明許費は、荒川沖消防署水槽付消防ポンプ自動車について、消防専用トラックシャシの側方衝突警報装置に係る設置基準の変更に伴い設計の変更が必要となり、年度内の納入が不可能になったため、令和７年度への繰越しを行っております。備考欄を御覧いただきまして、主なものについて御説明いたします。消防施設関係事業の１０節需用費のうち消耗品費は、車両整備用品等の購入費でございます。燃料費は、常備消防用車両の燃料及び本部庁舎以外の庁舎でＬＰＧを使用している４署の使用料と非常備消防用消防車の燃料費でございます。光熱水費は、庁舎用の電気、上下水道、本部庁舎の都市ガス使用料でございます。修繕料は、消火栓修繕、車両修繕、車検及び法定点検などの経費でございます。１１節役務費の通信運搬費は、市民が市内で発生した災害について、電話で災害情報を聞くための自動案内装置の使用料でございます。２００ページから２０１ページかけまして、１２節委託料は、消防本部施設に係る委託料で、自家用電気工作物保守管理委託料、以下１４件でございます。１３節使用料及び賃借料は、通信機器借上料として電話交換機器の賃借及び小型救助艇地場利用料等でございます。１４節工事請負費は、繰越明許費分の防火水槽解体工事費でございます。１８節負担金補助及び交付金のうち負担金は、水道消火栓付替え工事負担金４基分でございます。常備消防車両更新事業の１７節備品購入費は、新治消防署配置査察広報車の更新に伴う購入経費でございます。共同指令センター事業の１８節負担金補助及び交付金は、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会負担金でございます。消防庁舎整備事業の１１節役務費は、新庁舎建設予定地についての補償物件調査・不動産鑑定評価など、土地評価業務に係る鑑定料でございます。１２節委託料は、新庁舎整備に伴う測量調査委託料などでございます。１４節工事請負費は、埋蔵文化財調査に係る掘削工事費でございます。３目消防施設費の説明については以上でございます。

○堀越警防救急課長　４目水防費は水防訓練に係る費用になります。備考欄、水防事業について御説明いたします。１０節需用費は、消耗品費として水防訓練で使用する土のう作成用川砂土のう袋等水防用資器材の購入費でございます。１２節委託料は、水防訓練会場のテント設営、仮設トイレと河川敷の草刈りの委託料でございます。４目水防費、８款消防費の御説明は以上となります。

○大貫市民活動課長　市民活動課です。２２３ページをお開きください。９款教育費、４項社会教育費、６目公民館費につきましては、地区公民館８館の人件費、施設の管理運営に係る経費でございます。なお、備考欄二つ目の荒川沖地区学習等供用施設管理運営事業につきましては、教育委員会生涯学習課が所管となりますので、こちらでの説明は割愛させていただきます。一つ目の公民館管理運営事業は、各館の施設修繕１３件及び３年ごとに法定点検として実施する建築物定期点検委託料が主な経費となります。備考欄一番下の各地区公民館施設改修事業につきましては、都和公民館屋上・外壁改修工事、一中地区公民館床塩ビタイル修繕工事をそれぞれ実施したものでございます。つぎの２２４ページから２２９ページまでは、各地区公民館の管理運営全般に係る経費となりますが、各館とも同様の内容でございますので、２２４ページの一中地区公民館管理運営事業により主な経費について説明させていただきます。１節報酬につきましては、会計年度任用職員３名分の報酬が主なものでございます。つぎに、１０節需用費につきましては、施設管理に係る光熱水費や修繕料などが主なものとなっております。１２節委託料につきましては、備考欄に記載のとおり、清掃委託料やエレベーター保守点検委託料など、施設内の各種設備の保守点検や清掃等９件に係る委託料となっております。市民活動課からの説明は以上です。

○瀬古澤財政課長　財政課でございます。２４１ページをお願いいたします。１０款公債費は、過年度借換条件付発行債繰上償還金の増などにより、前年度比較では２億３，７１０万４，０００円、３．５％の増となっております。１項公債費、１目元金の備考欄、元金においての長期債償還金につきましては、過年度借換債分を除いた実質の公債費でございまして、前年度比較では７１５万７，０００円の増、その下の過年度借換条件付発行債借換債は、昨日の歳入でも説明させていただきましたが、平成２６年度に民間金融機関から１５年償還で借り入れた際に、１０年後に利率の見直しをする条件で借り入れたものでございまして、１０年後を迎えた令和６年度にその時の利率で借換えを行い、前年度比較では２億２，９８６万円の増となっておりまして、この際に償還した額と改めて借り入れた額については同額となってございます。その下の災害援護資金貸付金償還事業につきましては、社会福祉課所管のため割愛させていただきまして、１目利子をお願いいたします。２４２ページをお願いしまして、備考欄１項目の長期債利子、２項目の繰替運用金利子となりまして、こちらは合わせて前年度比較で１０万３，０００円、０．１％の増となっております。公債費は以上となりまして、２４２ページ、１２款予備費をお願いいたします。予備費につきましては、緊急修繕等を当初予算に見込めなかった経費に充用したもので、当初予算７，０００万円に対して、４，０８０万５，０００円を充用したものでございます。内容につきましては、これまでの説明で予備費、

充用の経費、幾つかあったかと思いますが、その他としましては夏場の施設におけるエアコンの修繕や強風被害による学校等の修繕など、緊急的に対応が必要な事業等に充用したものとなってございます。つづきまして３４２ページまでお願いいたします。一般会計の実質収支になります。上段の一般会計分について説明させていただきます。歳入総額から歳出総額を差し引きました３番の歳入歳出差引額、２７億７，０１９万６，０００円から４番の翌年度に繰り越すべき財源、１２億８，７８０万６，０００円を控除した５番の実質収支額は記載のとおり、１４億８，２３９万円となりました。地方財政法の規定により、実質収支の２分の１以上の額を基金に積み立てるか、又は繰上償還しなければならないとされているということで、午前中の補正予算の際にも御説明させていただきましたが、全額をその中から３億円ですね、当初予算で計上していた繰越金を除いた額を全額財政調整基金に積み立てる補正予算を今定例会に提出しております。説明は、以上でございます。

○目黒委員長　ここまでで、御意見、御質問はございますでしょうか。

○古沢委員　対等相互交流職員人件費負担金で８８０万円、これ土浦の消防職員がかすみがうら市に出向してるってことですよね。向こうで働いているのに土浦市が人件費を払うんですか。

○持丸消防総務課長　人事交流につきましては、まず、土浦市の消防職員とかすみがうら市の消防職員がお互いに人事交流をやっております。給料に関しましては、土浦市で働いている人の給料を払いまして、それをかすみがうら市からの負担金として、こちらにいただくという内容になっておりまして、向こうは向こうでまたその逆という形で人事交流を行っております。

○目黒委員長　ほかにいかがでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　それでは引き続き、説明願います。

○渡邊管財課長　財産に関する調書について、御説明いたします。３４６ページ、３４７ページをお願いします。市有財産土地及び建物総括表でございます。この表は、令和６年度において、取得又は処分した土地及び建物の面積を表したものでございます。表の見方でございますが、列として左から土地と建物に区分しており、建物については、木造と非木造に分類しております。左側の区分は、行政財産を１から３に分類しており、４が普通財産となっております。それでは、土地における令和６年度中の増減について説明いたします。区分２のイ消防施設については、新消防署整備事業用地を購入したことによる増でございます。区分３のロ教育関係その他の施設については、川口運動公園用地の分筆後の茨城県への売却による減でございます。区分３の二公園については、主なものは乙戸沼公園用地購入による増でございます。区分３のホその他の施設については、都市計画道路、荒川沖木田余線の予定地の購入による増でございます。区分４のロその他の施設については、滝田一丁目用地、旧都和幼稚園跡地、卸町一丁目の売却等による減でございます。つづきまして、建物についてでございます。木造の区分３のホその他の施設については、神立小学校児童クラブの教室を１部屋増やしたことによる増で

ございます。つづきまして、非木造でございます。区分３のイ学校については、都和南小学校の面積訂正による増でございます。下の表（２）の山林については、年度中の増減はございませんでした。こちらの山林は、東城寺地区の分収林でございまして、記載の面積を旧新治村が国から借地し、木を植えて一定期間育て販売し、その利益を国と分けるというものでございます。販売する比率は、市が７、国が３となってございます。なお、一度も販売されたことはないとのことです。つづきまして、３４８ページ、３４９ページをお願いします。有価証券及び出資による権利の有高表でございます。（３）の有価証券については、株式会社茨城放送の株券外４件の令和６年度の増減はございませんでした。つづきまして、（４）の出資でございます。こちらは、それぞれ所管担当課がございます。茨城県農業信用基金協会出資金から地方公共団体金融機構出資金まで、全部で１３項目ございます。令和６年度中の増減は、茨城県信用保証協会寄託金で７０万の増でした。理由は、市による保証協会の損失の一部負担です。３５０ページ、３５１ページをお願いします。物品に関する調書でございます。この調書は、土浦市物品会計規則に基づきまして、取得価格が５０万円以上のものを重要物品として記載しております。３５０ページから３６０ページが一般用物品、３６１ページから３６３ページが教育用物品となっております。つづきまして、３６４ページ、３６５ページをお願いします。各種基金の一覧となります。基金は、令和６年度は財政調整基金から３６６ページのこども未来基金まで１７の基金がございます。それぞれ所管の担当課で管理しているものでございます。新規の積立てや事業実施による取崩し、年度中の利子によるものの増減の結果でございます。３６５ページ、決算年度中増減高を御覧いただきたいと存じます。（１）の財政調整基金は、一般会計分は令和４年度の決算剰余金の積立てによる増、国保分は取崩しによる減、（２）の土地開発基金は、消防庁舎用地取得により現金が減り土地が増えています。（３）の用品調達基金は、基金で購入した用品の在庫品を各課に支給し、その分の現金が一般会計から繰入れされたため、増減なしでございます。（４）の文化振興基金は、舞台業務用プロジェクター購入による減でございます。（５）の奨学基金は、対象者は２７名、支給分が取り崩しにより減となっております。（６）の高額療養費貸付基金は、貸付金のほうは債権放棄等による減でございます。（８）の社会福祉事業基金は、現金は寄附金、債券の現金化、運用利子による増でございます。債券は、茨城県公募公債償還による減でございます。（９）の国民健康保険出産費資金貸付基金は、債権放棄による減額でございます。３６６ページ、３６７ページをお願いします。（１０）の介護給付費準備基金は、介護保険特別会計の不足分に充てるための取崩しによる減でございます。（１１）の収入印紙等購入基金は、印紙や証紙を購入、販売による増減なしでございます。（１２）の協働のまちづくり基金は事業実施の取崩しによる減です。（１３）の合併振興基金は取崩し、ごみ処理対策事業に充当したことによる減です。（１４）の土浦市立学校施設整備基金は、積立と年度中の利子による増です。（１５）の森林環境譲与税基金は、譲与税の配分による増よりも事業による減が多いため、減となっております。（１６）の公共施設等総合管理基金は、年度中の利子及び積立てによる増です。（１７）のこども未来基金は寄附金による増及び利子による増です。つづきまして、３６６ペー

ジの４、債権でございます。（１）の高齢者住宅整備資金貸付金は、高齢者住宅へのリフォーム費用として貸し付けたもので、償還中が３名で、そのうち１名から１万円の償還を受けたものです。（２）の障害者住宅整備資金貸付金は、障害のある方の居住環境を改善するために、増改築等に必要な資金を貸し付けるための制度で、現在１名の方が償還中で、令和６年度は増減なしです。（３）の住宅新築資金貸付金は、住宅の新築及び土地の取得に対する貸付で、６年度は償還中の１２名のうち８名から償還されたことによる減でございます。財産調書に関する説明は以上でございます。

○目黒委員長　ここまでで、御意見、御質問はございますでしょうか。

○篠塚委員　合併振興基金についてお伺いします。新建設計画の項目の中にあるもので使ってるということで今ごみ処理事業に２億円くらい使っているんですが、残り５億ちょっとなので、３年後には枯渇するということで、そうするとごみ処理事業をどっかから２億円持ってこないといけない。そうすると、この基金で頼ると財政調整基金しかなくなってくると思うのですが、そこの３億円を予備費で積んでいるので、ますます財政調整基金がなくなっていくという状況の中で、どのようにごみ処理費事業費をほかから財源を持ってくるのか、その辺はどのようにお考えなんでしょうか。

○瀬古澤財政課長　御指摘のとおり、こちらの基金はもうすぐ枯渇するということで、その分の補填につきましては、やはり財政調整基金の中から補填をしていくような形になってこようかと考えております。そういった中で今財政調整基金もどんどん目減りしている状況でありますことから、新年度予算に向けて今回ふれあいセンター条例の中で料金の見直し等もありましたけれども、そういった各種使用料とかの見直し、また、歳入の確保策、歳出事業の見直しなどを通じて財源を確保してまいりたいと考えております。

○篠塚委員　それから、清掃センターがもう間もなく、何十年後かは分からないですけれども、今からその基金積立金をしないと間に合わないのかなと思うのですが、その辺はどのようにお考えなのでしょうか。

○瀬古澤財政課長　こちらも御指摘のとおり、今後予定しております上大津統合小学校、新消防署のほか、清掃センターの更新費用というところで多額の事業費が掛かってくるというようなことを認識しております。その財源につきましても、今の清掃センターに充てていた基金と同様に、何かしらで確保していかなければならないというところもありますので、財源につきましては、新消防署、上大津小学校、新清掃センターにつきましても、やはり地方債の活用というところは重要になってくるかと思いますので、そこはしっかりと地方債の残高がこれからまた増えてくる見込みになってしまうんですけれども、そういったものを活用しつつ、繰返しになってしまいますが、その他の歳入の確保策、歳出の見直し、そういったもので財源を確保していくしかないのかなというふうに考えております。

○篠塚委員　清掃センターについては、費用の桁が違うと思うので、本当に早くやっていかないと間に合わないかと思いますので、その辺はもう積立てをどんどんしていかないといけないと思うので、よく御検討いただければと思います。

○古沢委員　市債管理基金２８億円余りありますけれども、実際にどういう使われ方をしてますか。
○瀬古澤財政課長　こちらにつきましては、繰上償還などの財源として見込んで積み立てていたものでございますが、先ほども御説明させていただいたとおり、現状高い利率で借り入れた地方債につきましては、すでに繰上償還済みということで、基本的には、地方債活用というところはしていない状況でございます。ただ、先ほど篠塚委員からの御質問にも関連した話になってしまうんですけれども、今後予定している上大津統合小学校や新消防庁舎、そして清掃センターの整備につきましては、多額の地方債を借り入れるような形になってきますので、公債費とかもまたどんどん大きくなってくることも予想されますので、そういったところに活用しながら、歳入歳出のところを整えていくような形で考えております。
○古沢委員　基金のうち住宅新築資金貸付金、これはもう全く当てにならないよね。それ以外は全部現金であるはずですよね。全部合わせるとどのくらいですか。
○瀬古澤財政課長　そのほかの特定目的基金につきましては、年度ごとの予算の中でですね、もう定期的に使っているもの、例えば奨学基金などは高校入学等で勉強したいというような方で経済状況の厳しい方に対しての支払などに充てているというものであったり、また、文化振興基金につきましても、今回は令和６年度は市民会館の備品に充てたということですけれども、そういった文化的なものについての修繕費用などにも定期的に充てているというようなものでございます。このほかで申しますと、市立学校施設整備基金につきましては、同じように２０億ございますが、この辺は上大津統合小学校の整備費などにも活用を考えておりまして、公共施設等総合管理基金などにつきましても、課題となっている施設の老朽化の予算などに今後計画的に活用していければなと考えているところでございます。
○古沢委員　すごい現金をね、どこかに預けているわけでしょう。やっぱり常陽銀行が一番多いの。その辺はどうなんですか。
○沼尻会計管理者　委員がおっしゃるように常陽銀行さんや筑波銀行さん、ＪＡさんです。
○古沢委員　率はみんな一緒なんですか。
○沼尻会計管理者　ほぼ同じです。銀行さんが０．２７、ＪＡさんが０．２９だったかと思います。
○目黒委員長　ほかにいかがでしょうか。
（「なし」という声あり）
○目黒委員長　それでは、総務市民分科会としての賛否を確認いたします。認定第１号令和６年度土浦市歳入歳出決算の総務市民分科会所管分について、原案どおり賛成とする方は挙手を願います。
（全員挙手）
○目黒委員長　全員賛成でございます。それでは決算の認定について、委員長報告の中に意見として取り入れる事項を検討したいと思います。これまでの意見のほかに何かご

ざいますか。
○篠塚委員　基金の件で、もう枯渇する基金もあるので、財政運営についてはよく検討していただきたいということを盛り込んでいただきたいと思います。
○古沢委員　無駄遣いは無くして、効率の良い市政にしてほしいと。具体的に言わなくても分かるでしょう。
○目黒委員長　それでは、財政運営についてはよく検討していただきたい旨を盛り込みたいと思います。ほかにいかがでしょうか。
（「なし」という声あり）
○目黒委員長　ないようでございますので、以上で予算決算委員会総務市民分科会を閉会いたします。お疲れ様でした。